

R7城西高等学校 さく井設備改修工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	15	W-05	ポンプ室周り井水設備改修図(改修前)
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	16	W-06	ポンプ室周り井水設備改修図(改修後)
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	17	W-07	果樹温室側井水設備改修図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	18	W-08	さく井作業仮設図及び支障物件確認図
05	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)	19	W-09	ボーリング柱状図
06	機特-03・04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)	20	E-01	電気設備全体配置図
07	機特-05・06	機械設備工事特記仕様書(5)(6)	21	E-02	盤結線図
08	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)	22	E-03	自家発電設備出力計算書(参考)
09	電特-03・04	電気設備工事特記仕様書(3)(4)	23	E-04	自家発電設備仕様・外形図(参考)
10	電特-05	電気設備工事特記仕様書(5)	24	E-05	井水電気設備改修系統図
11	W-01	全体配置図及び付近見取図	25	E-06	ポンプ室周り電気設備改修図
12	W-02	機器表及び参考工程表	26	E-07	ポンプ室側電気設備改修図(改修後)
13	W-03	井水配管改修系統図	27	E-08	果樹温室側電気設備改修図
14	W-04	既設井水配管図			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

	徳島県教育委員会施設整備課	工事名		図面番号	ハヤシ設計 〒779-3215
		設計	竣工		
	R7.12		図面名	共-00	名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130K6号
			表紙・図面目録	縮尺	
				NO SCALE	

營繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R7城西高等学校 さく井設備改修工事

2. 工事場所

徳島市鈴喰町2丁目

3. 建物概要

建物名称	城西高等学校・庄力タンク室
構造・規模	CB造 地上1階
敷地面積	(m2)
延床面積	15(m2)
消防法施行例別表第1の区分	第7項

4. 工事種目

種目	工事概要
機器設備	図示機器設備の改修工事一式
配管設備	上記に伴う図示部配管設備の改修工事一式
さく井設備	上記に伴う図示部さく井工事一式
電気設備	上記に伴う図示部電気設備の改修工事一式
撤去工事	図示部機器類・配管類の撤去工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

① 作業不能日数： 9 日間

② 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島 地点における

③ 気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島 WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が

④ の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

④ 作業不能日数の計算は「營繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

II. 营繕工事共通仕様書

1. 通用基準

団面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁營繕部監修の下記による。

・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「標仕」という。)
・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「改標仕」という。)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
・ 木造建築工事標準仕様書	令和4年版
・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説	令和5年版
・ 建築工事標準詳細図	令和4年版(以下「標準図」という。)
・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	令和4年版
・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	令和4年版
・ 敷地調査共通仕様書	令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁營繕部監修)を参考とする。

・ 建築工事監理指針	令和4年版(以下「監理指針」という。)
・ 建築改修工事監理指針	令和4年版
・ 電気設備工事監理指針	令和4年版
・ 機械設備工事監理指針	令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

① 質問回答書(2から5)に対するもの

② 補足説明書

③ 特記仕様書(營繕工事共通仕様書を含む)

④ 図面

⑤ 公共建築工事標準手帳書等

3. 工事実績データの登録
受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しん工時は、工事しん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・ 訂正時は、適宜とする。

・ 変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更登録とししん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手
受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着手の日(特記仕様書において着手の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負契約額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び掲示
受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承認したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。
・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行ふときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン・装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議すること。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チケットシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「營繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブは工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承認を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立・解体において、作業前施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水管リバプの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に關し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし棒装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし棒装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不正に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員の報告と指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 開体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - 8) アスベスト
 - 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - 既存の分析調査結果の貸与 (ありなし)
 - 9) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 10) 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者は、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 11) 受注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - 12) 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 13) 調査結果は3年間保存すること。
 - 14) 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 15) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 16) 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 17) 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 18) 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 19) 喫煙及び飲食の禁止並びに労働者への立ち入り禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
 - 20) 建設リサイクル法通知認証の掲示
 - 1) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知認証」を掲示し、工事専門工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知認証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知認証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
 - 2) 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 3) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 4) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 5) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
 - 6) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 7) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 8) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 9) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
 - 10) 受領書の交付
 - 1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
 - 11) 再生資源利用促進計画書を作成する上の確認事項等
 - 1) 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
 - 12) 建設発生土の搬出先に対する通知
 - 1) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
 - 2) 受注者の受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
 - 13) 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
 - 1) 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
 - 2) ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - 1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - 2) 他の建設現場で利用する場合
 - 3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 14. 材料・製品等
 - 1) 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
 - 2) 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工事別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

 - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のとおりである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 6) 製材等(製材・集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」)を行わされたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。
 - 7) 棚仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該品の仕様及び指定工法による。
 - 8) 県内産資材の原則使用
 - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることを別に施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

 - ・材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品
 - ・徳島県内の工場で加工、製造された製品

(注) ① 部材・部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

② 公共建築工事標準仕様書その他の関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

 - 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 3) 接着剤は、タル酸ジマー・ブチル及びタル酸ジマー・エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 5) ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

 - 1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記の「疑義に対する協議等」による。
 - 2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遭難しないようにすること。
 - 3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
 - 4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
 - 5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
 - 6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - 7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

 - 1) 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かることを監督員に提出するものとする。
 - 2) 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かることを監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するか否しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
 - 3) 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
 - 4) 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

 - 1) 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
 - 2) 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等
 ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
 ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
 ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 • 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 • 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ
 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前に全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	一	1回
3千万円以上5千万円未満	一	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をい。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができるなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
 ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。

- ③ 提出書類
 • 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 • 工事写真(電子データ2部)
 • 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 • 保全に関する資料
 • その他監督員が指示する図書(必要部数)

④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びJPG形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真での確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官房常務部監修「常務工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

24. デジタル工事写真的小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
 ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用すること。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
 ② 付保除外工事
 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 •杭及び基礎工事 •コンクリート躯体工事 •屋外付帯工事 •その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
 ③ 付保する時期及び金額
 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
 ④ 保険終期
 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
 ⑤ その他
 •付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 •建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
 ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
 ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
 官公署その他への届出手続等は(標仕1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 • 自家用電工作物の保安規程(本工事に関し定める 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
 • 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 • 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 別途)

- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を示すものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
		・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシートチ工法防水工事作業
		・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業
防水	防水施工	・ タイル張り作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業
		・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ピル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業
		・ カーペット系床仕上げ工事作業
		・ 銅製下地工事作業
		・ ボード仕上げ工事作業
		・ カーテン工事作業
		・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程表は、全体工程表をフォローする週間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者に提出し、承認を得ること。
 ② 施設内での行事(イベント)等により施工時間が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
 ③ 施工時間は、原則8:30～17:00までとする。
 ④ 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、別図以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
 ⑤ 工事着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
 ⑥ 各ハウス等での水やりは毎日行うため、半日以上の断水は不可とする。配管切替時注意のこと。

5. 発生材の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)サンハイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1	8.4	0	t
廃プラスチック	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	17.8	35,000	t
コンクリート(無筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	6	900	t
コンクリート(有筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	6	1,600	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	17.8	5,640	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者」の認定業者であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 ② 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
 ③ 上記の処分場が「徳島県優良産業廃棄物処理業者」(以下、「優良産業廃棄物処理業者」という)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- ② 建設発生土の処理
 •構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で(行う(箇所) 行わない)
 •構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
 [最終処分場の指定]※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

- ・処分場名: 所在地:
 •処分単価(税抜): 円 運搬距離: kmを見込んでいる。
 ③ 有価材の処理
 •有価材 (鉄骨・軽量鉄骨)
 •古物商で適切に処理すること。

6. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならう補修する。
 ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	注意事項

7. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラ	鋼製簡易ボイラー(簡易貫流ボイラー含む)、鋳鉄製ボイラー(鋳鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貫流ボイラー含む)、鋼製ボイラ
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリックユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷温水機、吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コノバット形空気調和機、バッケージ形空気調和機、マルチバッケージ形空気調和機ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)、密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁樹ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

- ④ 機器の検査に伴う試験については、標仕<1>4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
 ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整
- ① 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。)
- 風量調整
 - 水量調整
 - 室内空気の温湿度の測定
 - 室内気流及びじんあいの測定
 - 飲料水の水質の測定
 - 雑用水の水質の測定
 - 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
- 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- 設計用鉛直地震力
- 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の分類、地域係数
- 施設の分類(**特定の施設**)
一般の施設) 地域係数(**1.0** · **0.9**)
- 重要機器
 - 給水機器(ポンプ室付受水槽)
 - 排水機器()
 - 換気機器
 - 空調機器
 - 熱源機器
- 防災機器
 - 監視制御装置
 - 危険物貯蔵装置
 - 火を使用する設備
- 設計用標準水平震度

特定の施設		一般の施設			
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・水槽類にはオイルタンク等を含む。

② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. 配管工事

- ① 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒管 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JODA 0009	ポリエチレン保溫材(難燃性)
空調用排水(屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP(30φ以下はJIS K 6742 又は6742を使用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水(地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
排水	排水・通気用耐火二層管		
排水(地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火(地中埋設)	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
ガス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP

(地中埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
(地中埋設)	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP
空調用排水(屋外)	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP

(注) 表中〇印のある配管材料を本工事に適用する。

② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60S以下の継手はSAS322による拡管式とする。

③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。

・給水配管、ガス配管

標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) · (b) · (c))による。

※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口枠(標準図[機材6]のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。

・油配管

標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) · (b) · (c))による。

⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。

・要 (放射線透過検査 · 浸透探査検査または磁粉探傷検査) · 不要

※検査要の場合の抜取率は(標準仕様書による %)とする。

⑥ 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 · ベローズ形)とする。

⑦ 図面に記載なき伸縮管継手は、(ベローズ形 · スリーブ形)とする。

⑧ 弁類で、ステンレス鋼管で取り付けるものは、呼び径50以下は青銅製、呼び径65以上はステンレス製とする。

⑨ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)

⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

⑪ 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])

・排水管

標の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを造り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。

・排水管以外

管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。

⑫ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保溫施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

3. 保溫・塗装工事

① 保溫工事

・空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保溫は25mm厚とする。

・厨房用排気ダクトの断熱(隠べい部)

・I(イ)・IX(又はH・イ)・IX

・行わない

・断熱材被覆鋼管の保溫外装は次による。

適用箇所	保溫外装材	施工種別	保溫材	備考
屋内露出	合成樹脂製カバー	A1	(口)	グラスウールにて成形とする。
	保溫化粧ケース(耐候性樹脂製)			
○ 屋外露出	ステンレス鋼板	E2	(口)	グラスウールにて成形とする。
	溶融亜鉛アルミニウム・亜鉛板(JIS G 3321)	E3	(口)	グラスウールにて成形とする。
	保溫化粧ケース(ステンレス鋼板製)			
	保溫化粧ケース(高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323))			

・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保溫は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。

・建物内エア抜き管の保溫(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。

・空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保溫は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。

・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリチレンフォーム保溫材とする。

・消火管の屋外露出部分は、ポリチレンフォーム保溫材とする。

・給水用配管でポンプ取りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保溫を行わない。

② 塗装工事

・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

(屋内隠べい部分 ·)

・機械室、隠べい部を除く露出

(義務付けられている • 義務付けられていない)

2) 警備員は、延 4 人 (昼 4 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。

3) 警備業法を遵守するともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。

4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1ヶ月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を(本工事で設置する • 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。

・ 外部足場(図示の通り)

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

・ 内部足場(図示の通り)

2. 土工事

① 根切り

- 1) 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- 2) 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- 3) 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
- なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

③ 埋め戻し及び盛土

- 1) 使用土はB種とし、機器により締め固める。
- ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」(H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

④ 地均し

- 1) 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- 2) 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様にじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

3. 地業工事

① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- 1) 材料は、市場品とする。
 - 2) 砂利及び砂地業
 - ・ 砂利は、再生クラッシャンとし、使用箇所は図示による。
- | 種別 | 厚さ | 粒度範囲 |
|----------|----|------|
| 再生クラッシャン | | |
- 3) 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
 - 4) 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは図示による。

4. 鉄筋工事

① 材料

- ・ 鉄筋は、鉄筋コンクリート用棒鋼(JIS G 3112)のSD295とし、径は図示による。
- ・ 溶接金網は、溶接金網及び鉄筋格子(JIS G 3551)とし、形状、寸法及び径は図示による。

② 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

③ 鉄筋の継手及び定着

- 1) 鉄筋の継手は重ね継手とする。
- 2) 鉄筋の継手の位置は図示による。
- 3) 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- 4) 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、建標仕参考図[1節—基礎及び基礎梁の配筋]～[7節—梁貫通孔その他配筋]による。

⑤ 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

5. コンクリート工事

① 一般事項

- 1) コンクリートの種別
- ・ I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

2) 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _r (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	18	有	
捨コンクリート	18	18	15	無	

3) 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正値(S)は建標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

4) コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・ 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、JIS工場で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- ① ピニール管の接合方法は(接着接合 • ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする))とする。
- ② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は(メカニカル接合 • 電気融着接合)、75A以上は電気融着接合とする。
- ③ 特記なき給水管の最小管径は呼び径20とする。
- ④ 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 弁類

- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。
- 給水引込部の(止水栓 • 弁)は水道事業者の指定品とする。
- 定水位調整弁は(標準仕様書による(付属品含む) • 水道事業者指定品)とする。なお、定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。
- 緊急遮断弁装置の屋外に設置する制御盤は、ステンレス製とする。

3. 水栓・水栓柱

- 水栓
 - 台所流し用の水栓は、泡沫式とする。

III. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- 官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - ・自家用電気工作物の保安規程(本工事に関し定める **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)**)
 - ・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 **・ 別途**)
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者に提出し、承認を得ること。
- ② 施設内での行事(イベント)等により施工時間が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ③ 施工時間は、原則8:30~17:00までとする。
- ④ 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、別図以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
- ⑤ 工事着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

4. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- ② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	注意事項

5. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 売場、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キューピタル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置
中央監視制御装置	

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

6. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- ・設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

- ・設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・施設の分類、地域係数
施設の分類(**特定の施設**) **・ 一般の施設**) 地域係数(**1.0** **・ 0.9**)

- ・重要機器
(**配電盤** **・ 防災用発電装置** **・ 直流電源装置** **・ 交流無停電電源装置** **・ 交換機**
火災報知受信機 **・ 中央監視制御装置** **・ 構内情報通信網装置** **・**)

- ・設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5

水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	0.6

(注) **・上層階の定義は次のとおりとする。**
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器(機器の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

- (**・試験方法** 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。)

- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する軸体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。

- ・風圧力 風速 $V_0 = (\boxed{36} \cdot 38) \text{ m/s}$ 積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表(三十五)

5. 各種荷重計算

- ・避雷針支持管 **・ テレビアンテナマスト** **・ 風力発電装置** **・ 太陽電池アレイ**

6. 強度計算

- ・ロックマンホール及びハンドホール **・ 自家発電装置配管類支持材** **・ ケーブルラック支持材**
・ 垂直ケーブルの最終端支持材 **・ 照明用ポール**

7. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。

- ② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。

- ③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

- ・照度測定 **・ 離縁抵抗測定**

8. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料(寸法mm)
・共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・A種	EA	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・B種	EB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 2連-2組
・C種	EC	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・D種	ED	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・ELCB用	EELCB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・雷保護用	ELA	Ω以下	EP-0.6×2 EB (D=14又はW=40) × 連一組
・高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-1組
・本記録盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・各種通信機用	EDA	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・保安器用	ELt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・測定用補助	EO	—	EB (D=14又はW=30) × 1

(備考) EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

9. その他共通事項

- ① 配管工事

- ・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠れ施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)

- ・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
 - ・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。
- ⑤ 支持金物等
 - ・屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ⑥ 用途別表示
 - ・盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標示<2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、ブルボックス内を除く)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・カバーブレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッティングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑦ その他
 - ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 土工事
 - ① 根切り
 - 1) 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 2) 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 3) 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
 - なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
 - ③ 埋め戻し及び盛土
 - 1) 使用土はB種とし、機器により締め固める。
 - ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」(H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。
- ④ 地均し
 - 1) 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
 - 2) 地均しは、均一を行なう地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。
2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。
3. 照明制御の照度測定

明るセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るセンサの設定は、監督員の指示による。

照度測定時期 100%点灯時(夜間 ・ 昼間) 調光制御点灯時(夜間 ・ 昼間)
4. 照明制御設定器

附属数(個)
5. 事前確認・施工後確認
 - ・改修前の(照明回路)について、使用電力量の測定を行う。
 - ・改修後の(照明回路)について、使用電力量の測定を行う。

5章 受変電設備

1. 変圧器
 - ① 規格
 - ・JEM 1500「特定エネルギー消費機器対応の油入変圧器における基準エネルギー消費効率」
 - ・JEM 1501「特定エネルギー消費機器対応のモールド変圧器における基準エネルギー消費効率」
 - ② ダイヤル温度計は、最高温度指針付とする。
2. その他
 - ① 表示灯及び盤内照明器具はLEDとする。

6章 発電設備(内燃力)

1. 電気方式
 - ・高圧(三相3線式 6,600V) 低圧(三相3線式 200V)
2. 発電機容量
 - ・発電機出力()kVA 原動機出力()kW以上
3. 使用燃料種別
 - ・軽油(備蓄量: L) 灯油(備蓄量: L) A重油(備蓄量: L)

7章 構内配電(通信)線路

1. 施工方法
 - ① 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。
 - ② 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。
 - ③ 配管引込部の地盤変位対応種別(標準図 電力31、32) 沈下量(0.2m以下 0.6m以下 1.0m以下)

2. マンホール・ハンドホール
 - ① 盖の記号表示は錫型流込みによるものとし、(電力 電気 通信)を表示する。
 - ② ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。

3. 高圧負荷開閉器
 - ・閉鎖形(耐重塩じん用) 地絡继電器付(方向性 無方向性)

※ 別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

4. 高圧ケーブルの屋外端末処理
 - ・一般形 耐塩形

5. 埋設標識シート

高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。

・低圧幹線(外部からの引込み経路を含む。)	・外灯配線
・外部からの通信引込み経路	・建物間の通信配線
	・外部通信機器の通信配線

8章 その他

1. 機器取付高さ

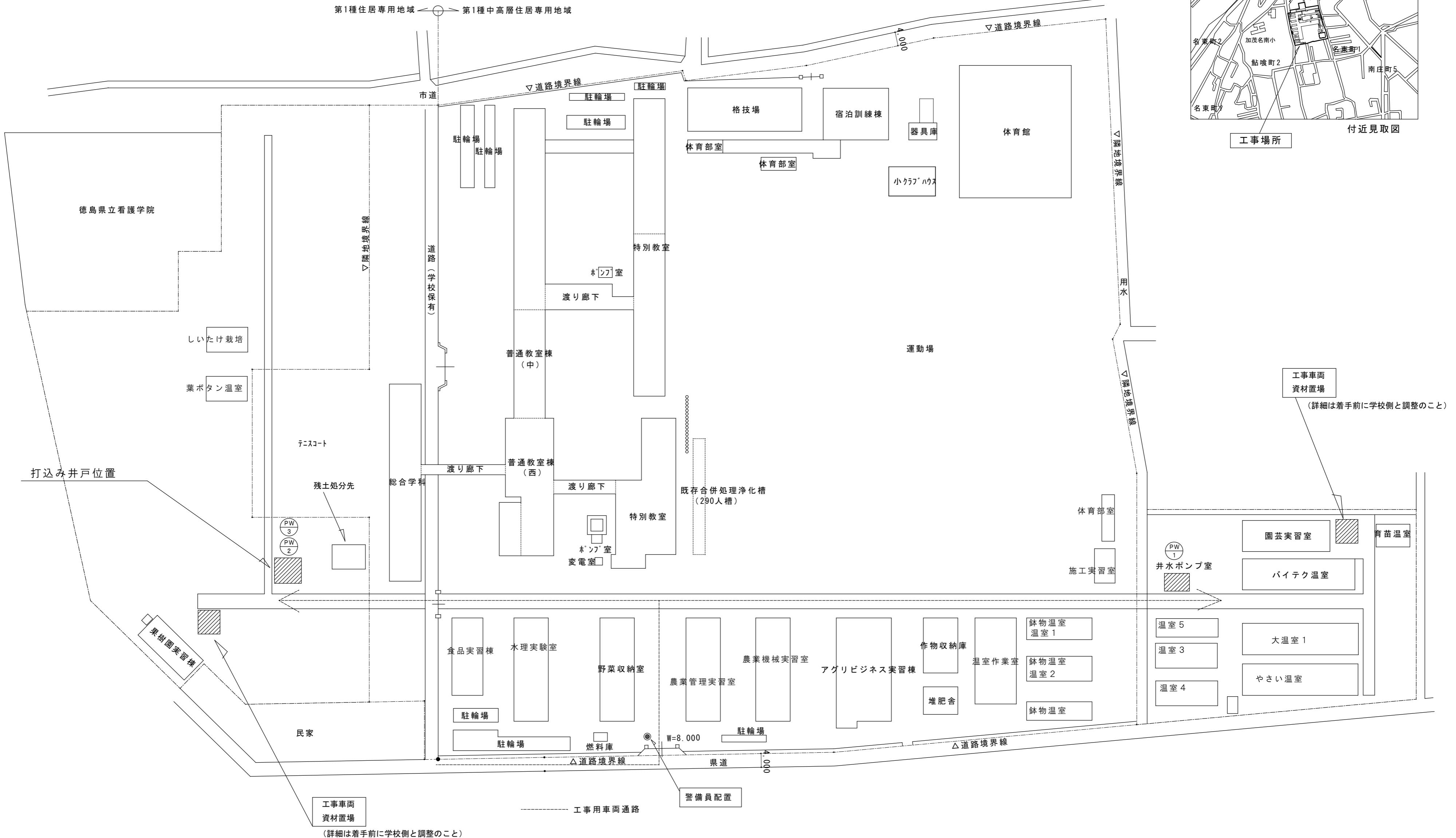
次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高 (mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
プラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形観時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ヘル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モニタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	

機器収容箱	床上～中心	800～1,500
発信器	床上～中心	800～1,500
警報ベル	天井下～上端	200
表示灯	天井下～上端	200
【ガス漏れ検知】		
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300
検知器（都市ガス）	天井下～下端	300
〃 (LPガス)	床上～下端	300

2. 配線記号等

- ① EM-EEPケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) … 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 - (16) (22) … PF管(単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 - (19) (25) … ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



全体配置図 S=1/800

特記	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R7城西高等学校 さく井設備改修工事	●図面番号 W-01	ハヤシ設計
		●図面名 全体配置図及び付近見取図	●縮尺 1/800	〒779-3211 名西郡井町藍字竜王51-3 建築設備士第162-7130K号 木美文

改修前

改修後

機器表 (既設撤去)

記号	機器名称	仕様	数量
TW 1	圧力水槽	鋼板製、自動空気補給式、立型 呼称容量: 4.0 m ³ 給水量(最大) 450L/mn 使用圧力 4.5kg/cm ² (上限 4.5kg/cm ² 下限 3.5kg/m ²) 寸法: 1,600φ × 1,700H (胴長さ) 全長さ 2,780H × 板厚 脇 8mm、鏡 9mm 制御盤(空転防止、漏電保護)、空気補給装置、圧力スイッチ、圧力計、安全弁	1
PW 1	深井戸水中ポンプ	80φ × 450リットル/分 × 60m × 7.5kw × 2台 × 3相 200V 揚水管 80A × 2m × 5本 (フランジ式) 井戸ふたセット、制御盤、水中電極共 (川本、USN2-806-7.58C)	1
MK 1	塩素滅菌装置 (再使用)	薬液タンク、100L 次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ	1

※特記事項

- 上記機器の撤去処分を行う。(但し、滅菌装置は再使用する)
- 基礎は現状のまます。

工事工程表 (参考)

項目	経過月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月
契約		■						
着工書類・現場調査・施工図作成		■■						
機器承認図提出承認		■	承認					
機器発注製作 (約4か月)		■■■■■		承認				
(果樹温室側)								
井戸用仮設工事 (植栽伐採等)				■				
打込井戸工事				■■■				
基礎工事 (養生共)					■			
ポンプ搬入据付					■			
配管工事					■			
電源工事					■			
試運転調整					■			
(ポンプ室側)								
受水槽付ポンプ槽基礎工事			■■■					
既設撤去工事					■			
ポンプ搬入据付					■			
配管工事					■			
電源工事					■			
試運転調整					■			
竣工検査						■		
竣工引き渡し						■		
断水工事 (果樹温室側)					■			
							配管切替時 (約半日)	

機器表 (新設) (ポンプ室側)

記号	機器名称	仕様	数量
TW 1	受水槽付 加圧給水ポンプ ユニット	FRP製一体型、単板型、耐震仕様: 1. OG 呼称容量: 5.0 m ³ 角形 マンホール 600φ (シンランダーミニ共)、各種タッピング、内外梯子、鋼製架台共 (加圧給水ポンプ仕様) ステンレス製、推定末端圧一定インバーター制御、吸込み条件(流込み) 2台交互並列運転型 50φ × 390リットル/分 × 40m × 2.2kw × 2台 × 3相 200V 制御盤、流量センサー、圧力発信器、CV、ベース、相フランジ共 電極棒、圧力タンク、ポンプカバー	1
PW 1	深井戸水中ポンプ	ステンレス製、適用井戸径150mm 50φ × 360リットル/分 × 23m × 2.7kw × 3相 200V 揚水管 10m (SUS50A, 2m × 5本、フランジ接合) 井戸ふた (SUS50A)、制御盤 (屋内壁掛け型、漏電遮断器付、滅菌器回路付) 水中電極 × 2 (水中ポンプ空転防止及び自動復帰用) バルブセット (50A, ナイロンコーティング製、フランジ形状JIS10Kうす形 仕切弁、逆止弁、両ねじボルトナット、ゲージ取付けセット)、連成計	1

※特記事項

- 受水槽の清掃を行うこと。水質検査共 (11項目)
- 滅菌器は既設再使用とする。既設ポンプ室内設置
- 水中ポンプ上部吐出ロの直近に標準付属品のチェック弁を接続のこと。

機器表 (新設) (果樹温室側)

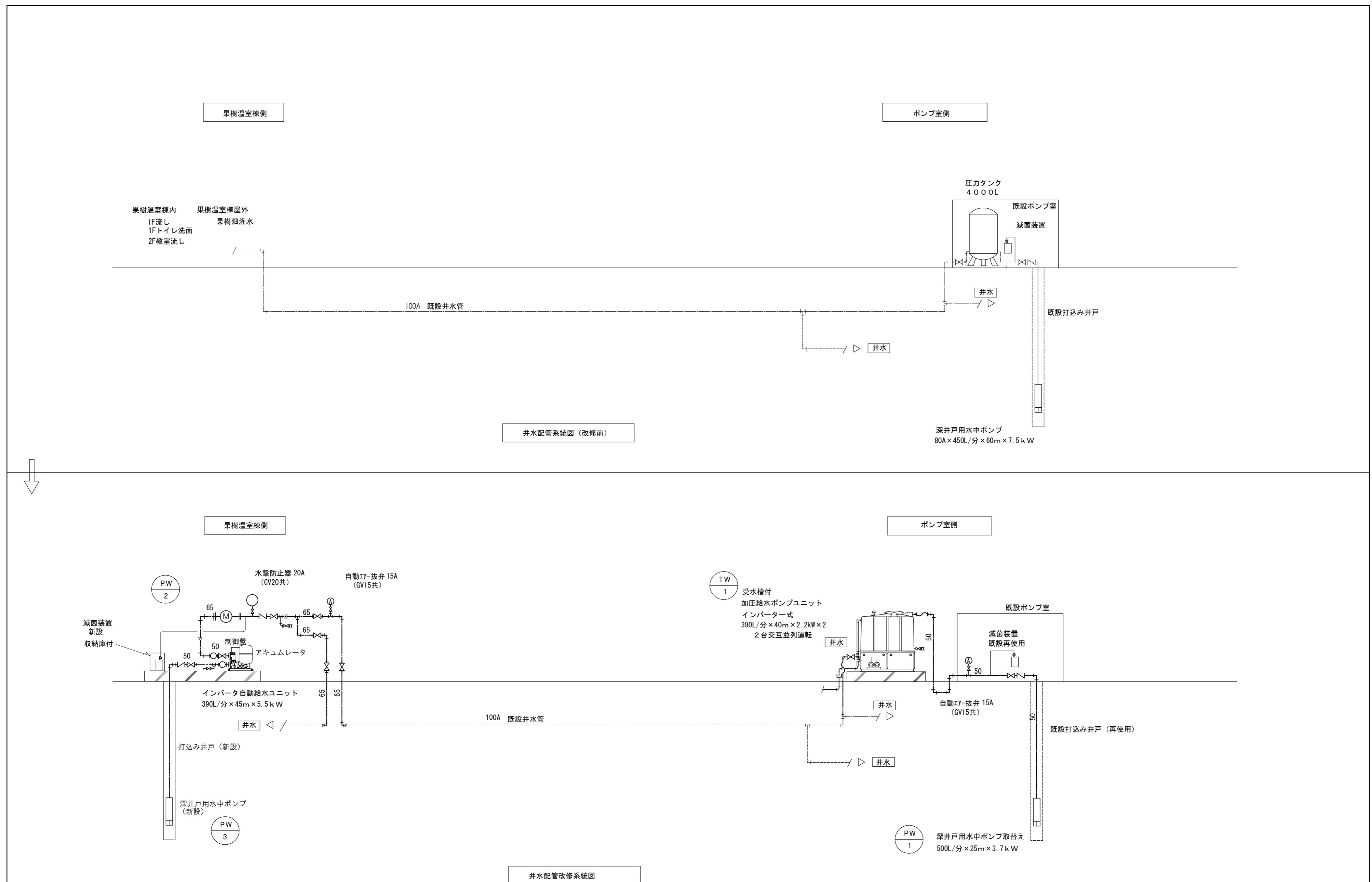
記号	機器名称	仕様	数量
PW 2	深井戸水中ポンプ用 自動運転ユニット	推定末端圧一定型、インバーター制御形、ステンレス製 単独運転 制御盤 (滅菌器回路付)、圧力発信器、流量センサー 逆止弁、圧力タンク、鋼板製保護カバー共	1
PW 3	深井戸水中ポンプ	ステンレス製、適用井戸径150mm 50φ × 360リットル/分 × 40m × 5.5kw × 3相 200V 揚水管 10m (SUS50A, 2m × 5本、フランジ接合)、揚水管短管 (50A, SUS) 井戸ふた、仕切弁、連成計 水中電極 × 2 (水中ポンプ空転防止及び自動復帰用)	1
MK 2	タンク一体型滅菌装置	加圧給水ポンプ用流量比例式滅菌装置 滅菌機 パルス信号受信運転式ダイヤフラムポンプ 自動エア抜き装置付き 30mL/mn × 1.0MPa 単相200V、20W 薬液タンク 50L、PE製 PVC製注入装置一式共 パルス発信式流量計、65A 滅菌機収納庫 H1-PE製 850W × 680D × 1050H (参考)	1

※特記事項

- 揚水管の長さは参考とし、井戸掘施工により再調整のこと。
- 水中ポンプ上部吐出ロの直近に標準付属品のチェック弁を接続のこと。

特記

●工事名 徳島県教育委員会施設整備課	●図面番号 W-02	●ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
●図面名 機器表及び参考工程表	●縮尺 NON	建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



特記

徳島県教育委員会施設整備課

●工事名
R7城西高等学校 さく井設備改修工事

●図面番号
W-03

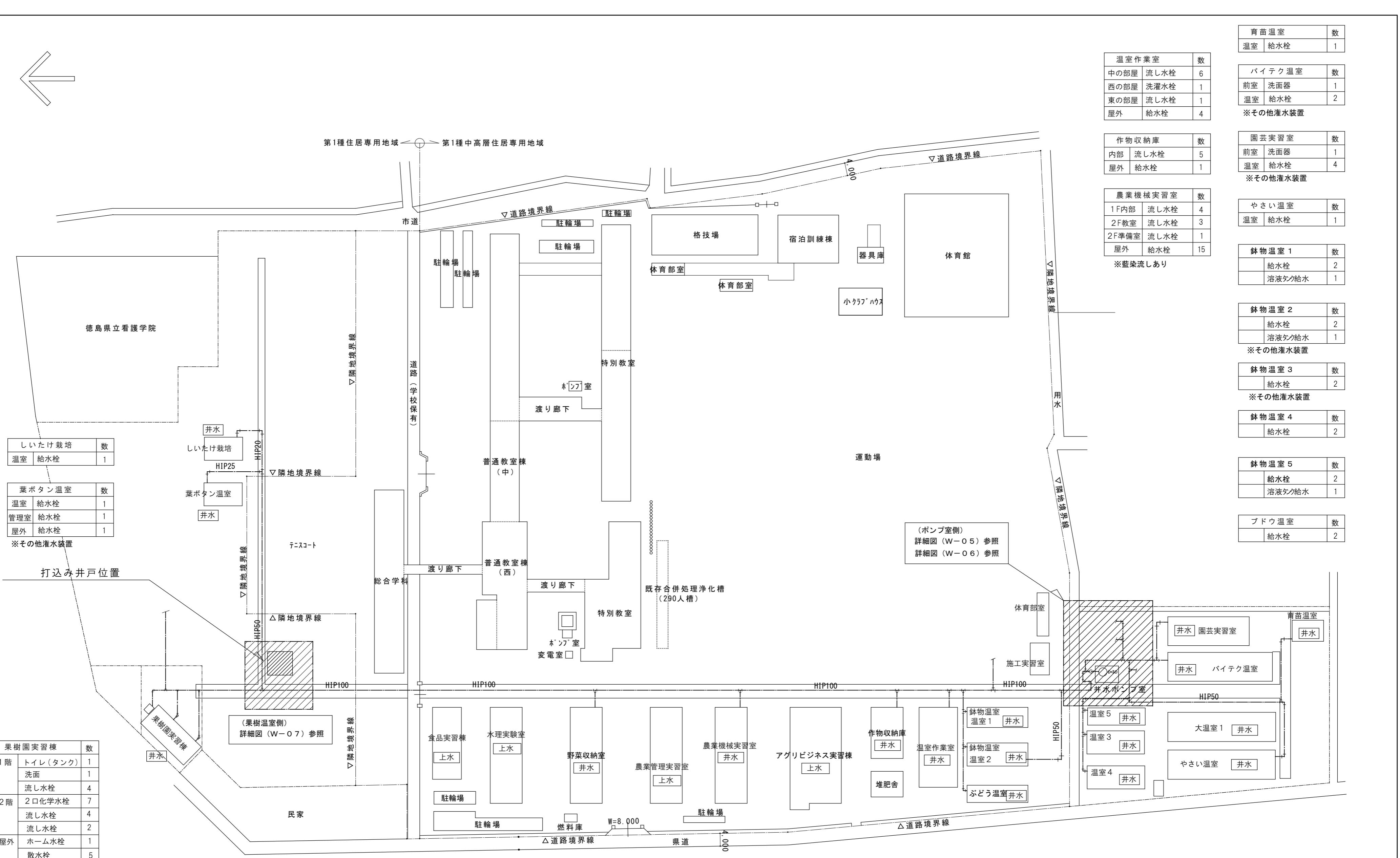
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
井水配管改修系統図

●縮尺
NON



既設井水配管図 S=1/800

特記

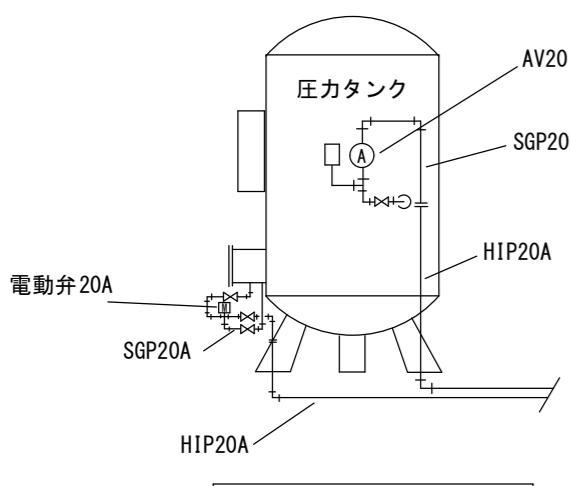
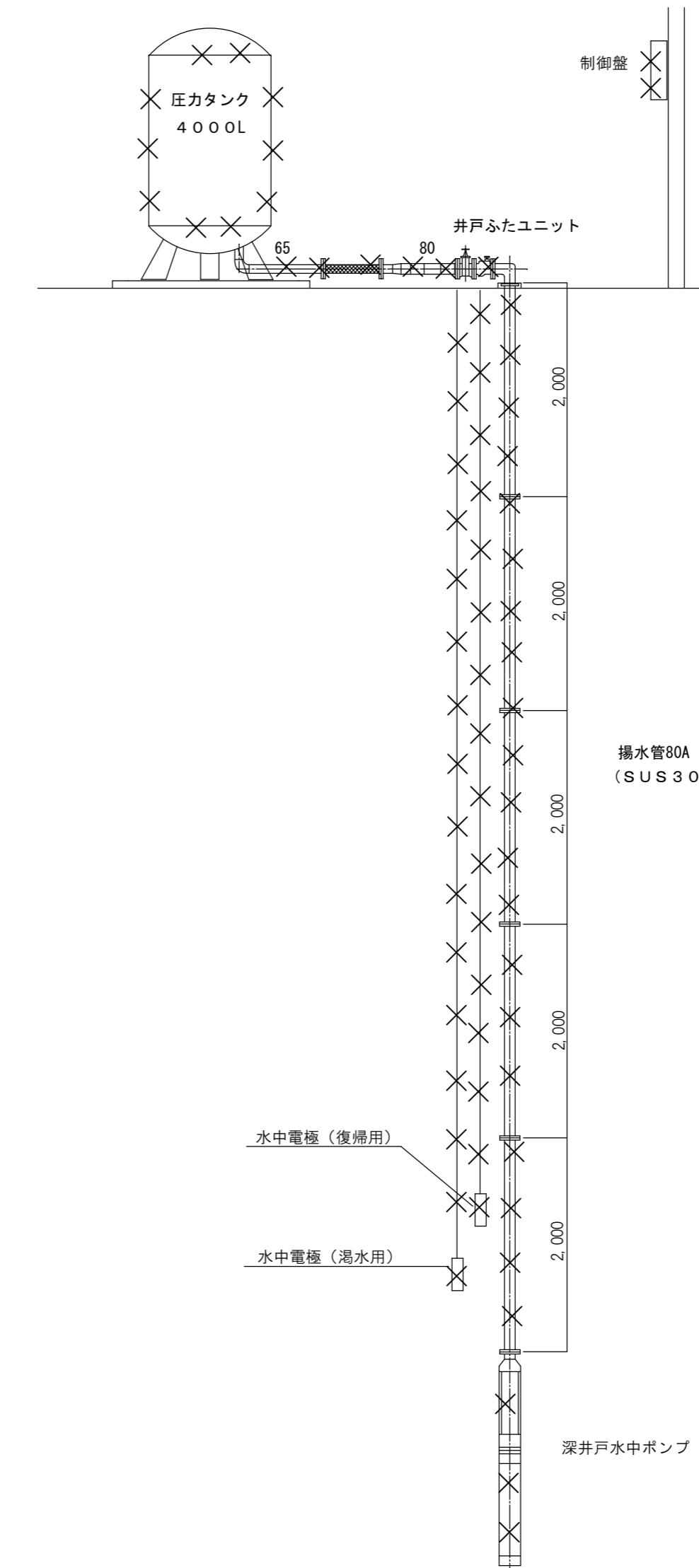
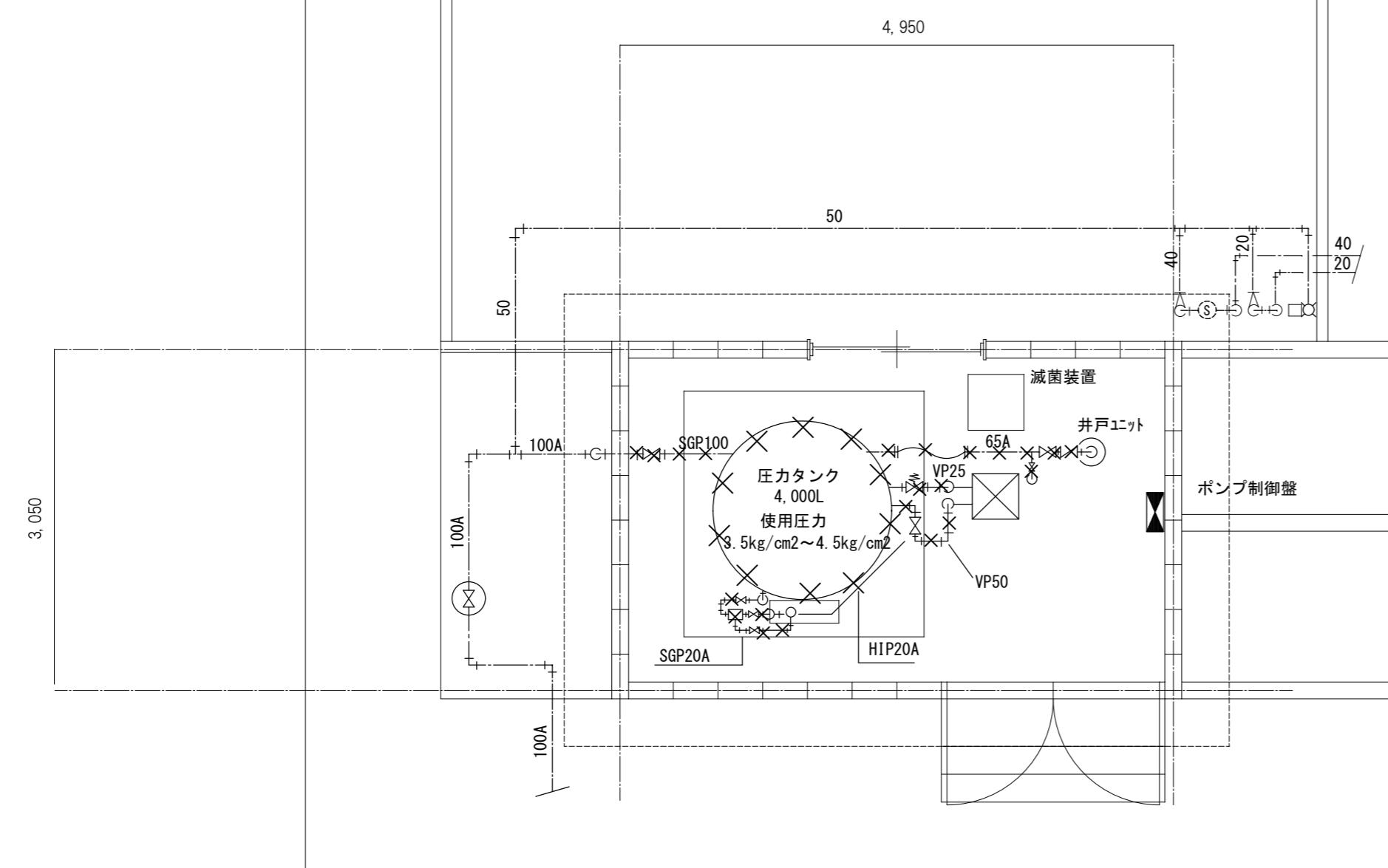
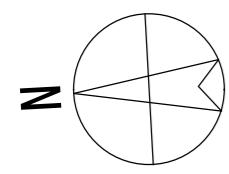
第三课时 有理数的加减法

●工事名

●図面番号

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畠字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



機器配管撤去を示す

ポンプ室周辺井水設備改修図 (改修前) 1/50

※ポンプ室内露出配管全て撤去
但し、滅菌装置は既設のままとする。

圧力タンク周辺撤去図

※上記全て撤去

既設打込み井戸参考図 (改修前) 1/50

特記

徳島県教育委員会施設整備課

●工事名
R 7 城西高等学校 さく井設備改修工事

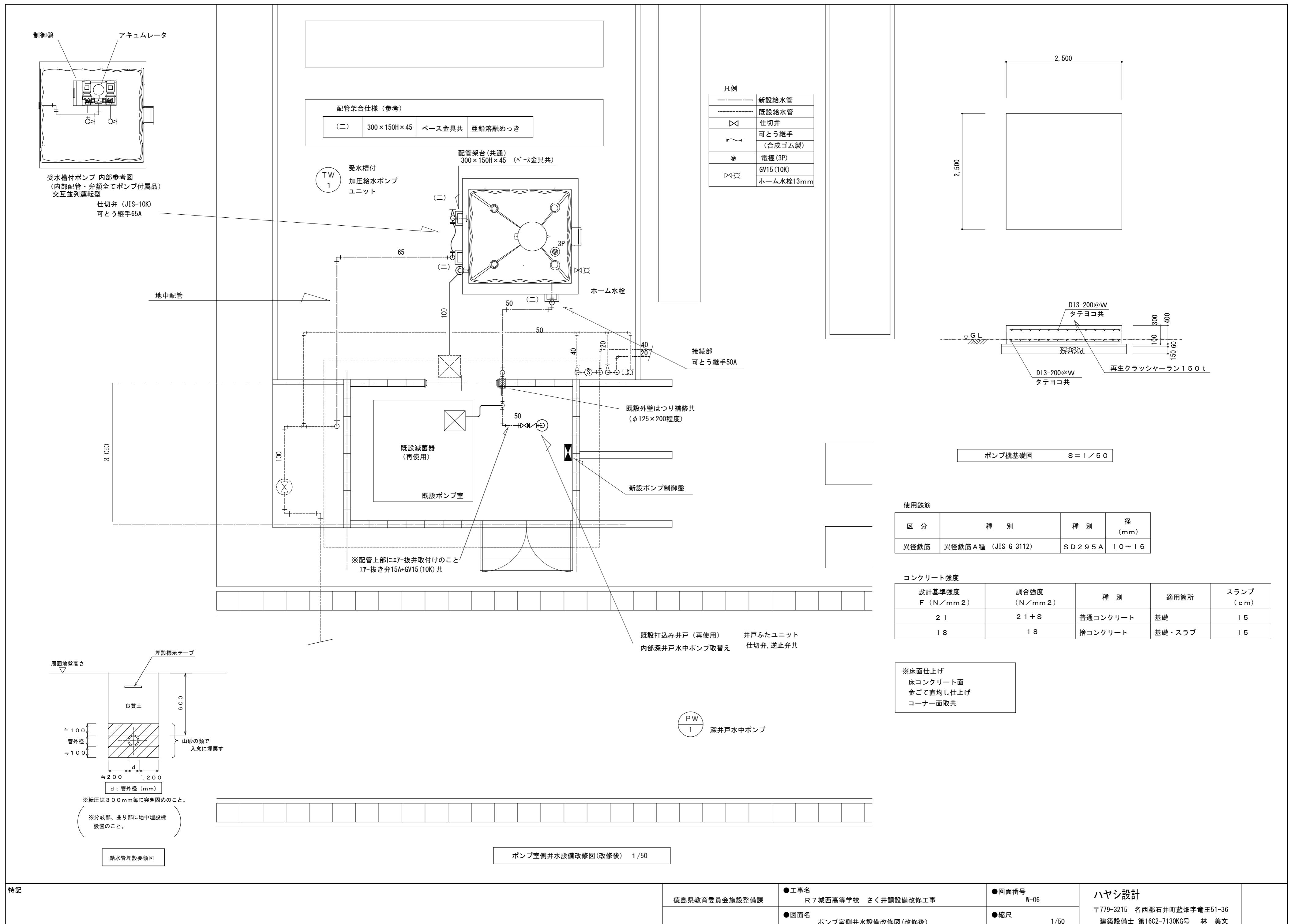
●図面番号
W-05

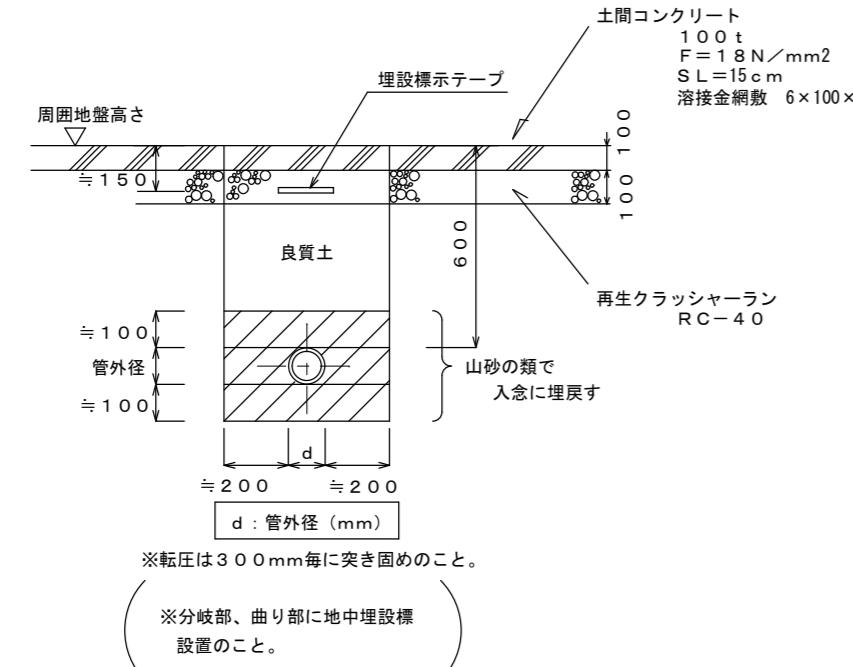
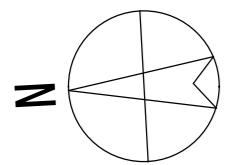
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
ポンプ室周辺井水設備改修図 (改修前)

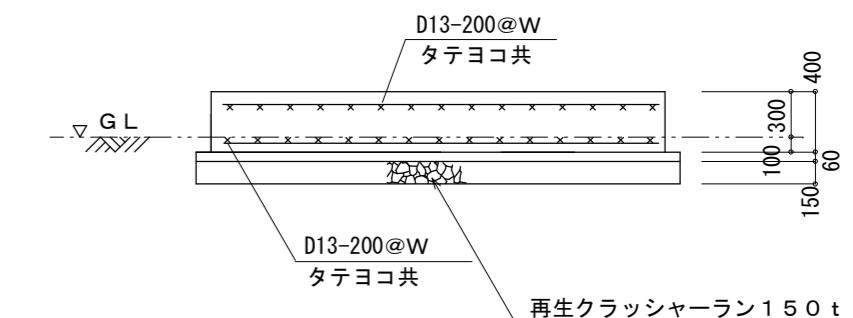
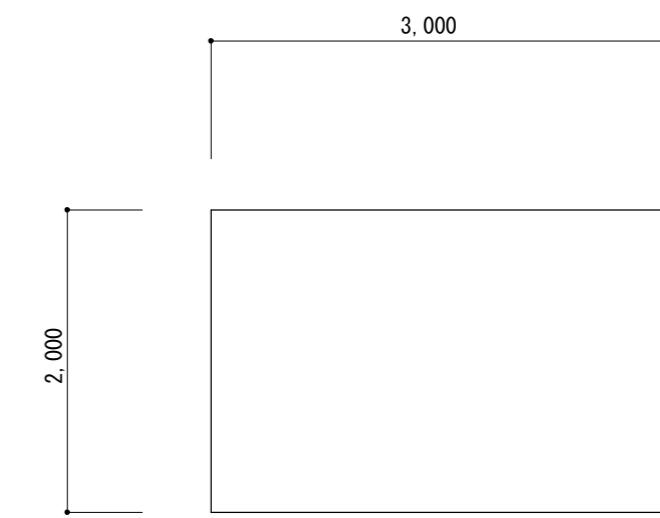
●縮尺
1/50





使用鉄筋			
区分	種別	種別	径 (mm)
異径鉄筋	異径鉄筋 A 種 (JIS G 3112)	S D 2 9 5 A	1 0 ~ 1 6

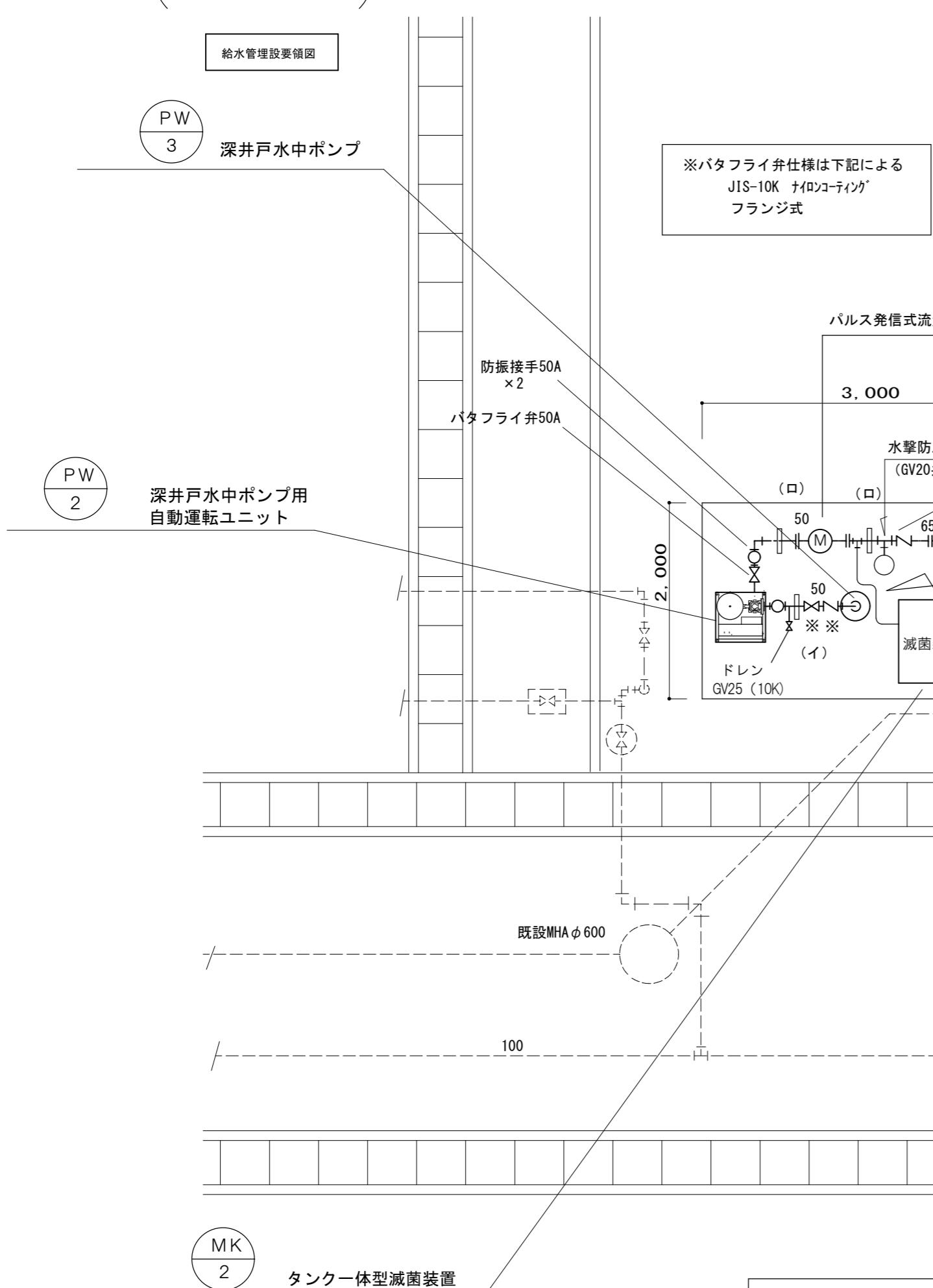
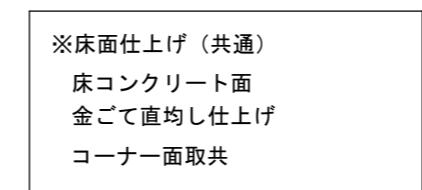
コンクリート強度				
設計基準強度 F (N/mm ²)	調合強度 (N/mm ²)	種別	適用箇所	スランプ (cm)
21	21+S	普通コンクリート	基礎	15
18	18	捨コンクリート	基礎・スラブ	15



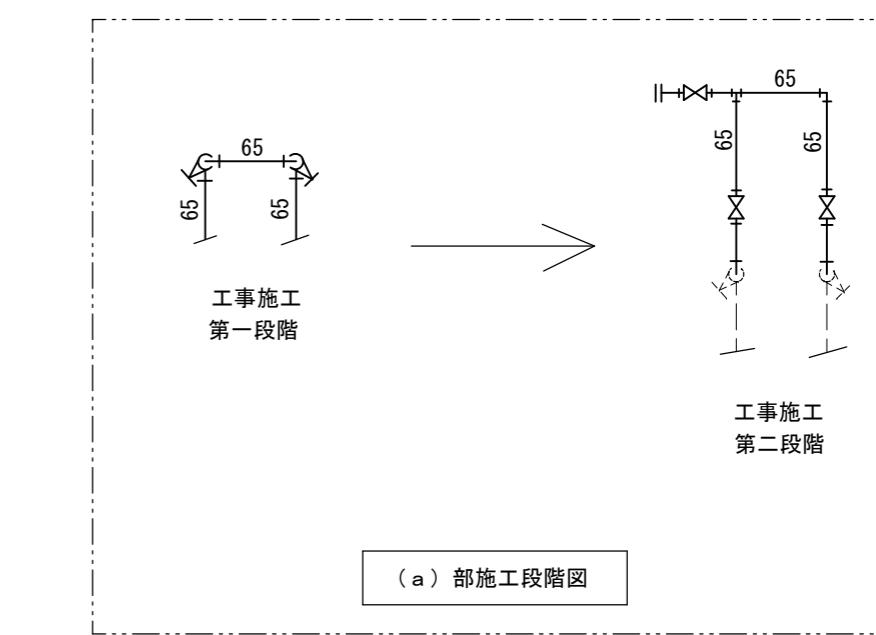
ポンプ機基礎図

s = 1 / 50

果樹温室側			
状態 バルブ	通常給水時	バイテク温室 ポンプ異常時	果樹温室 ポンプ異常時
(A) バルブ	閉	開	開
(B) バルブ	開	開	閉



果樹温室側井水設備改修詳細図 1/50



(a) 部施工段階図



●工事名

●図面名

● 图面番号

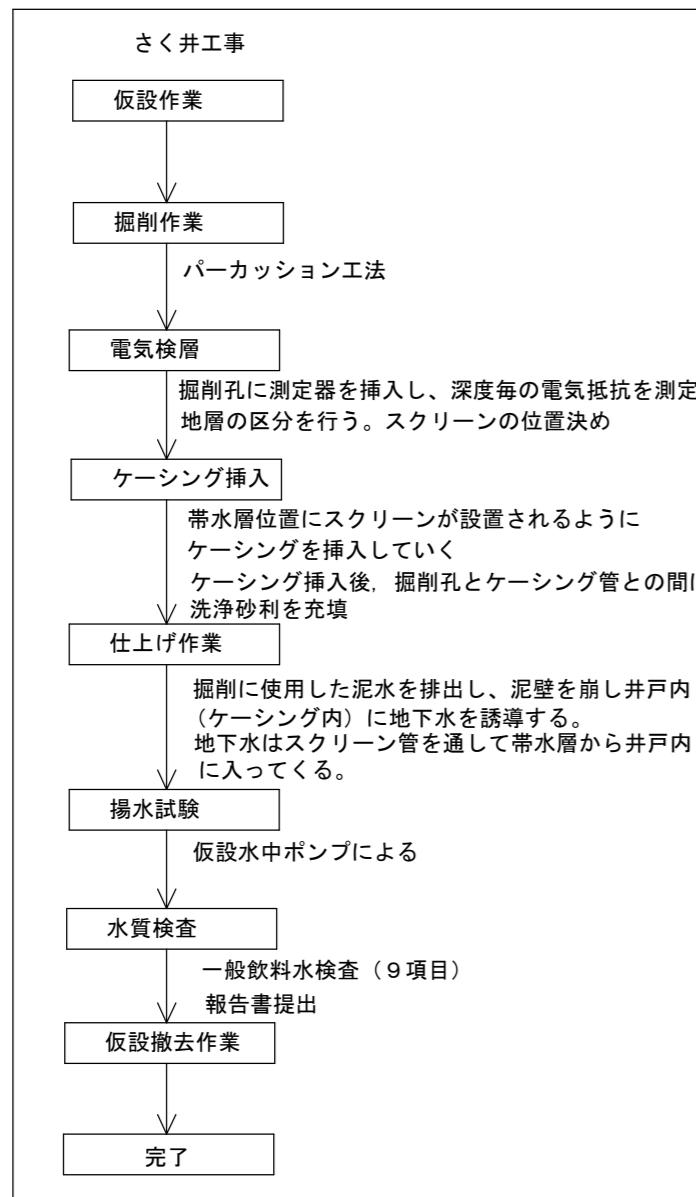
二七、記念

ハヤシ設計

Z ←

テニスコート

渡り廊下



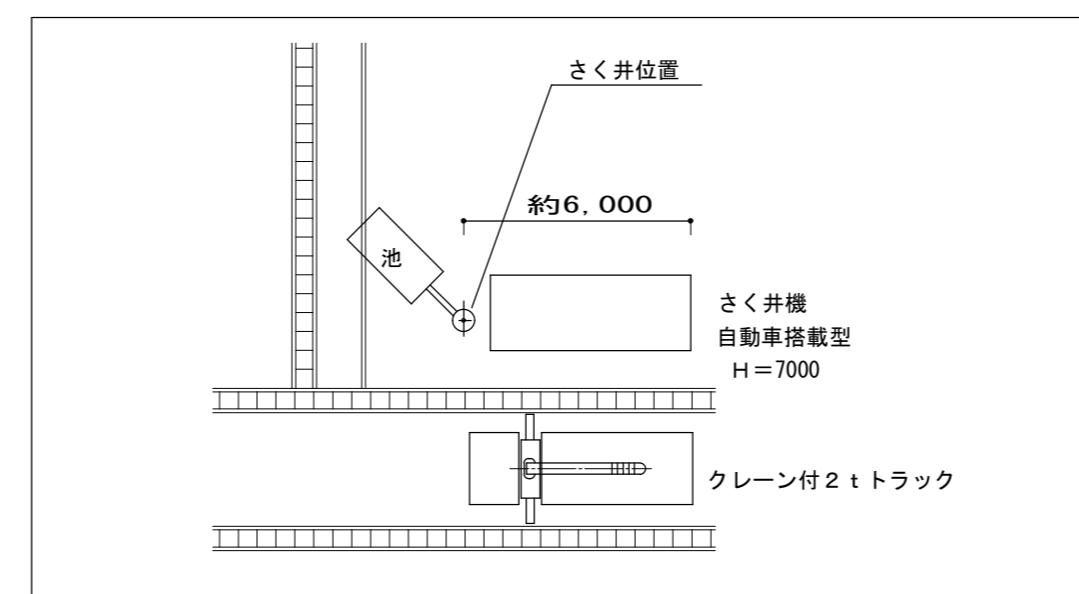
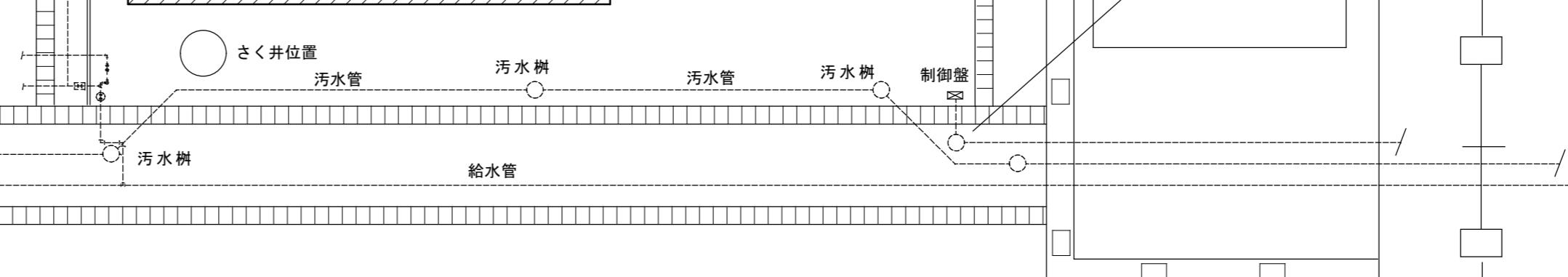
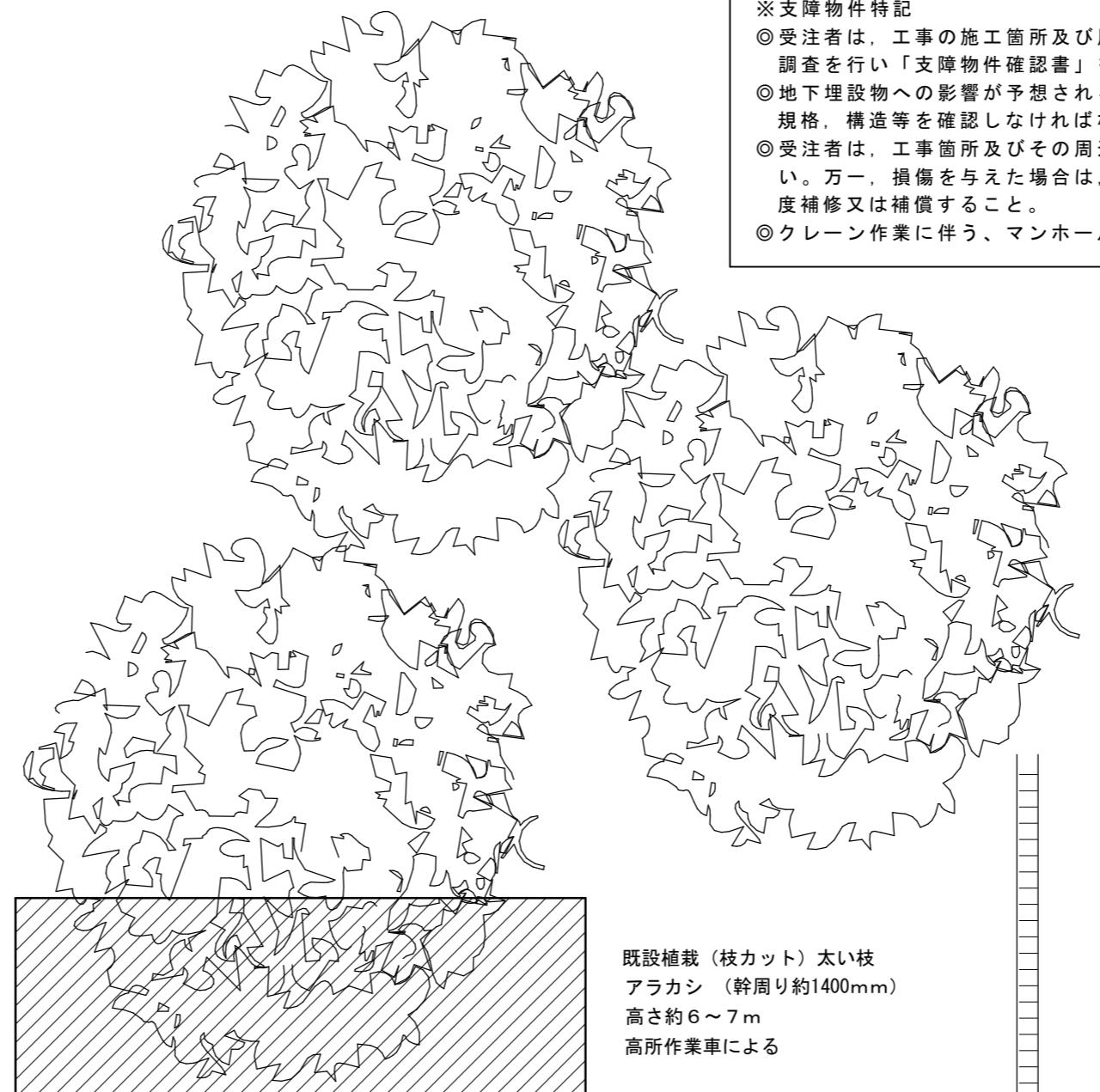
※支障物件特記

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎クレーン作業に伴う、マンホール等の養生(敷設板+ゴム板)も本工事にて行うこと。



さく井作業仮設図

さく井作業仮設図及び支障物件確認図 1/200

特記

徳島県教育委員会施設整備課

民家

●工事名
R 7 城西高等学校 さく井設備改修工事

●図面番号
W-08

●図面名
さく井作業仮設図及び支障物件確認図

●縮尺

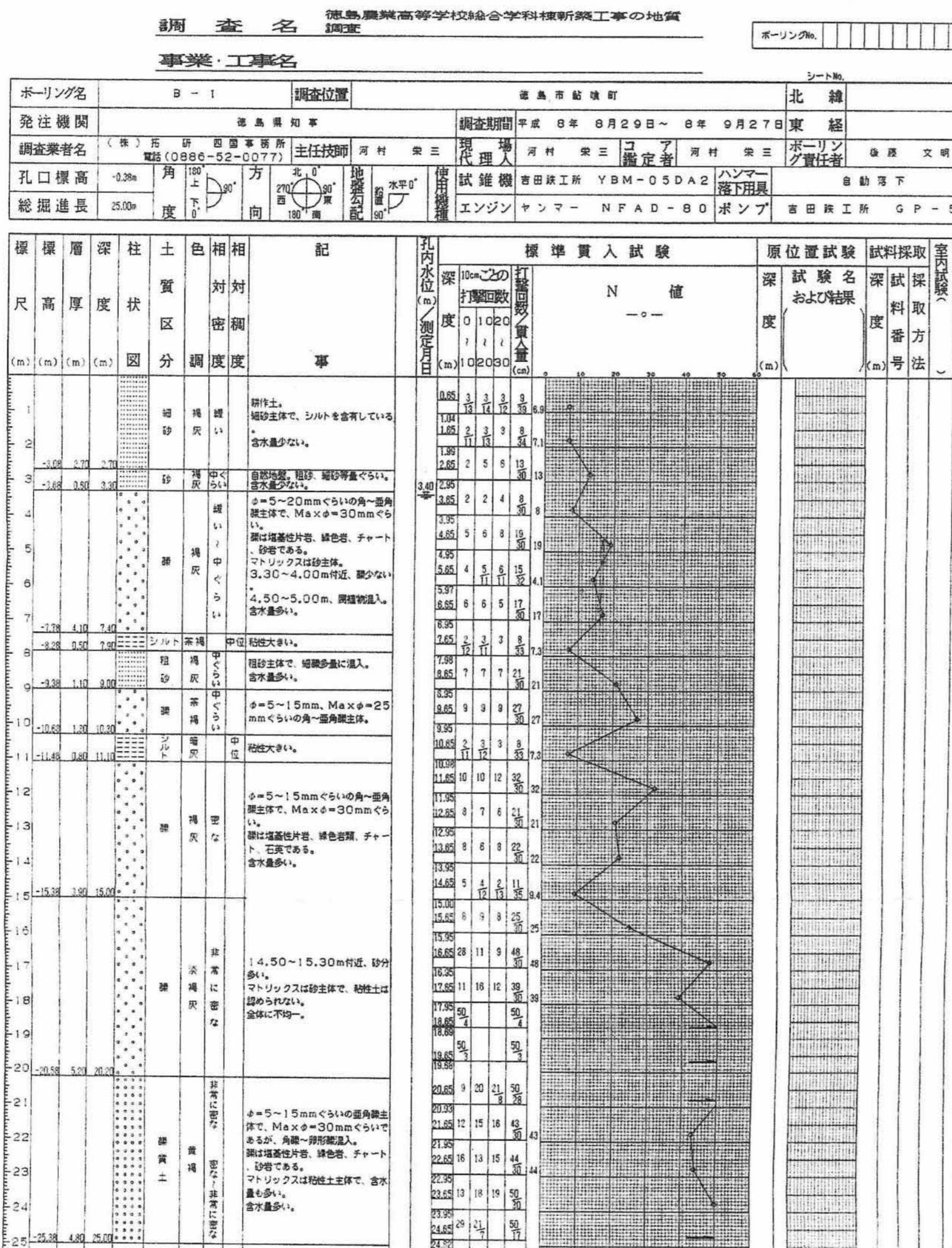
1/200

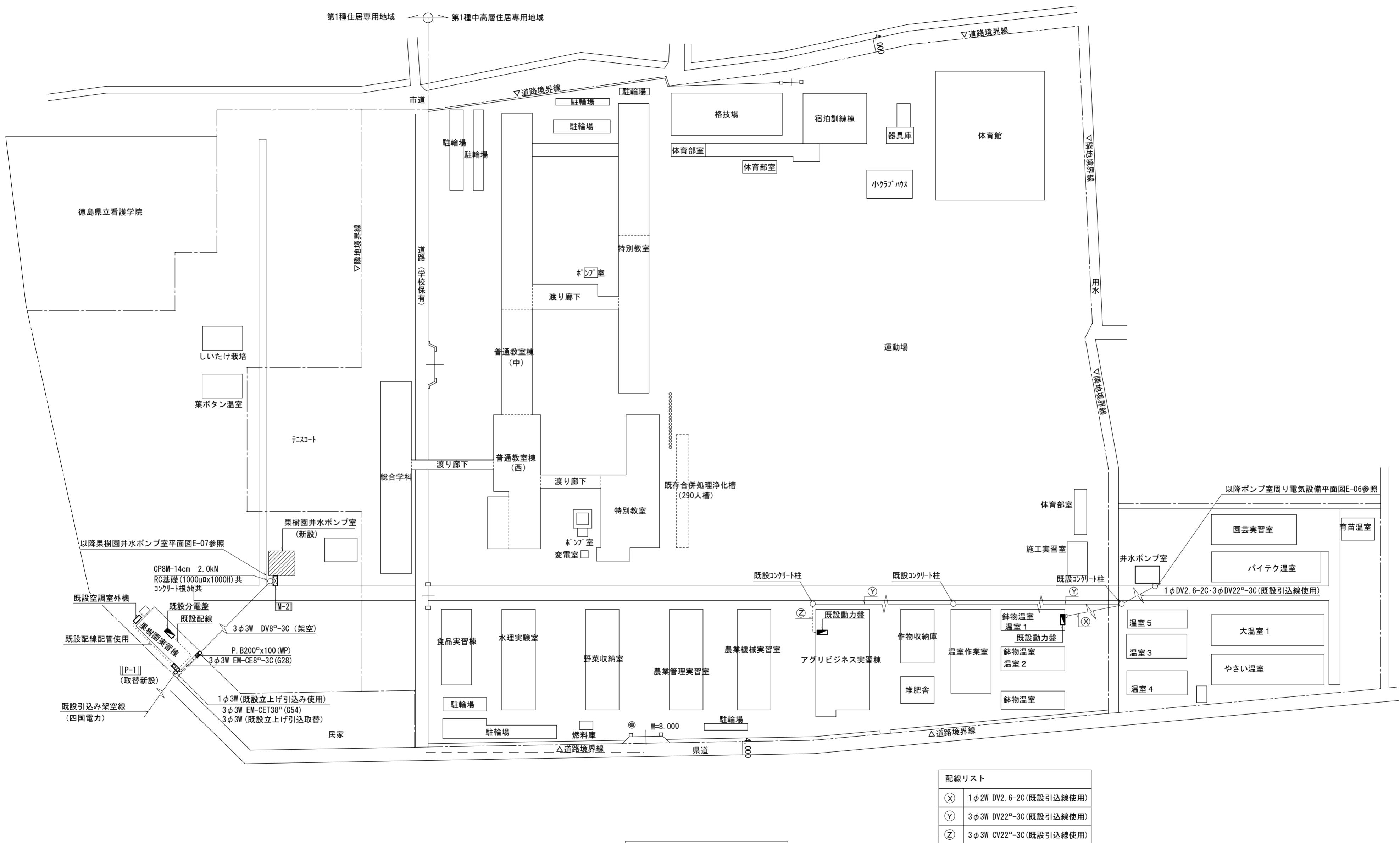
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍烟字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

駐輪場

ボーリング柱状図





配線リスト	
(X)	1φ 2W DV2. 6-2C (既設引込線使用)
(Y)	3φ 3W DV22 ^u -3C (既設引込線使用)
(Z)	3φ 3W CV22 ^u -3C (既設引込線使用)

全体配置図 S=1/800

特記

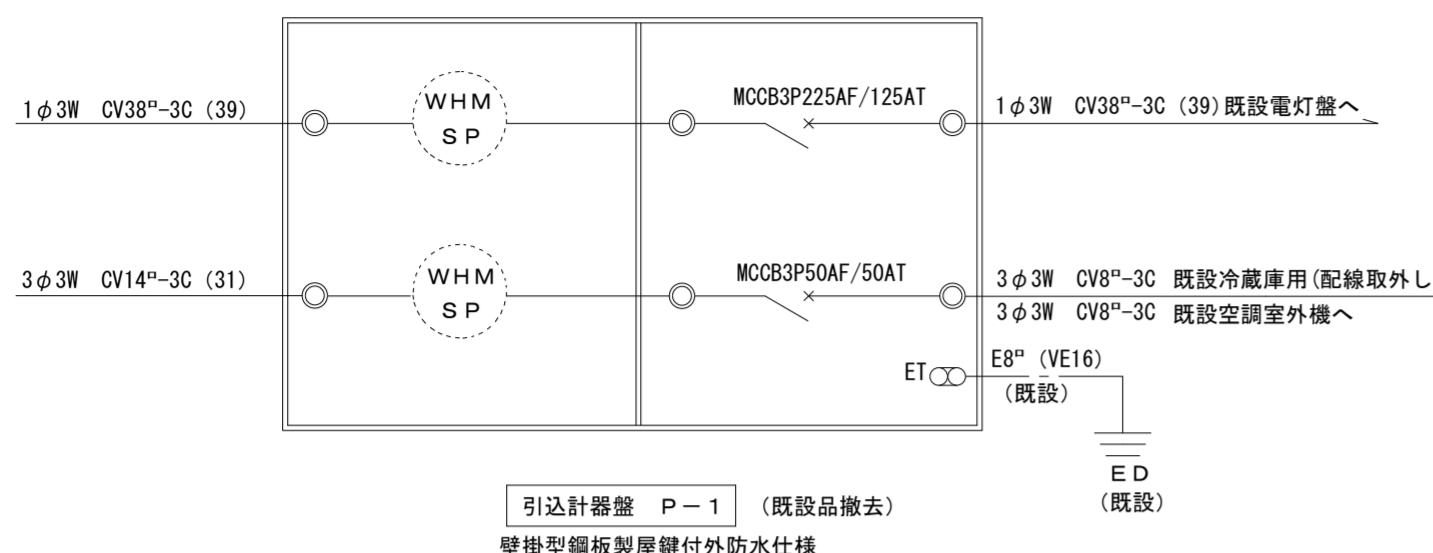
徳島県教育委員会施設整備課

●工事名 R7城西高等学校 さく井設備改修工事

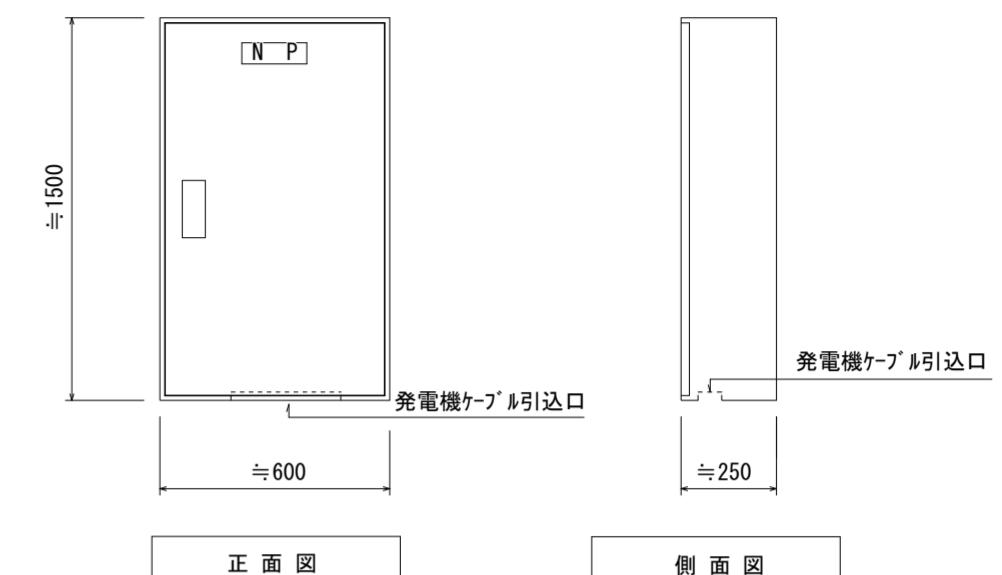
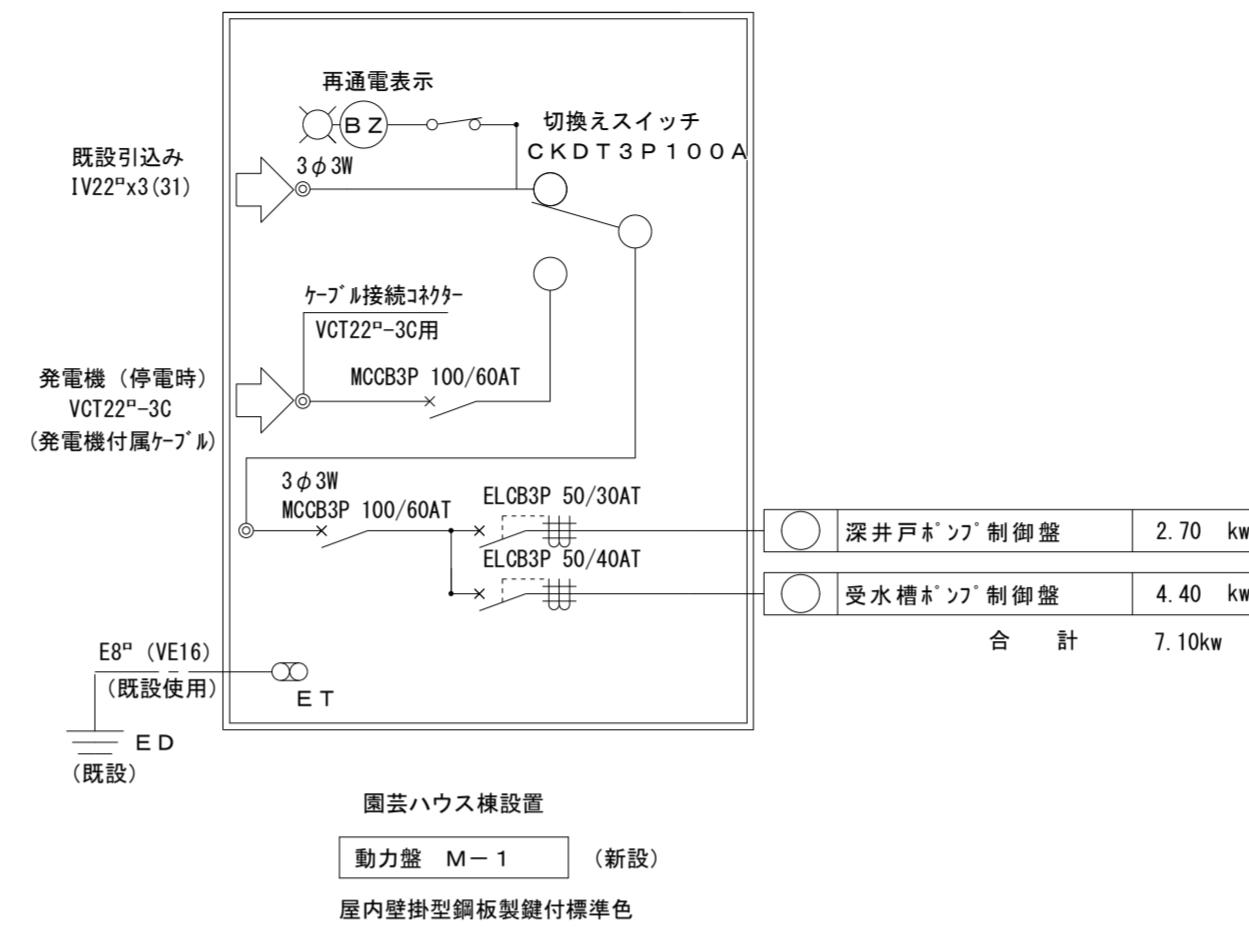
●図面名 電気設備全体配置図

●図面番号	E-01
●縮尺	1/800

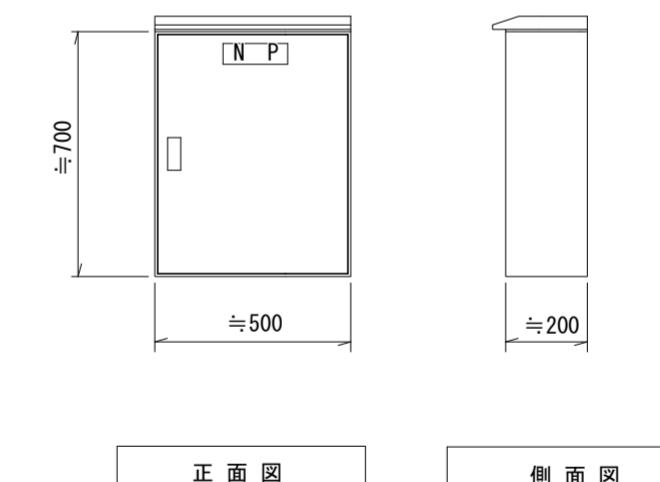
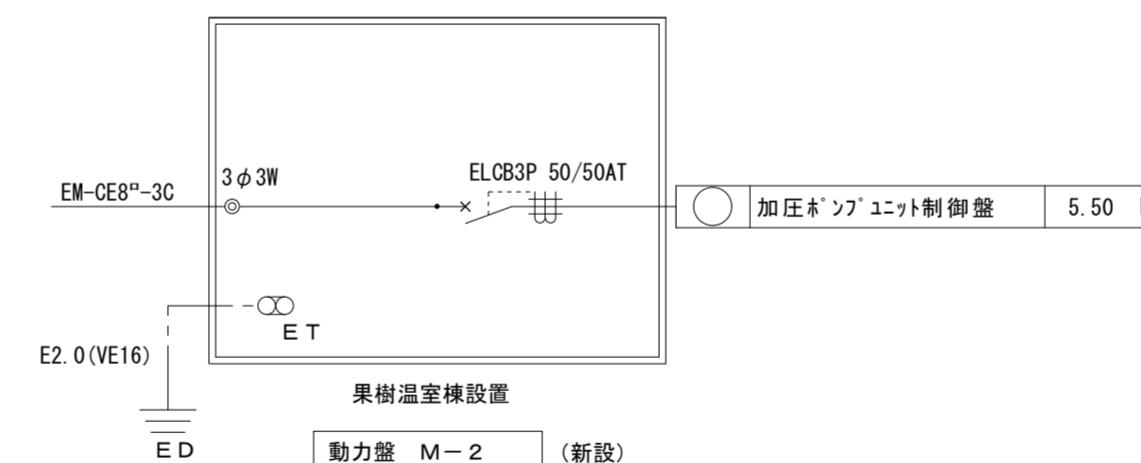
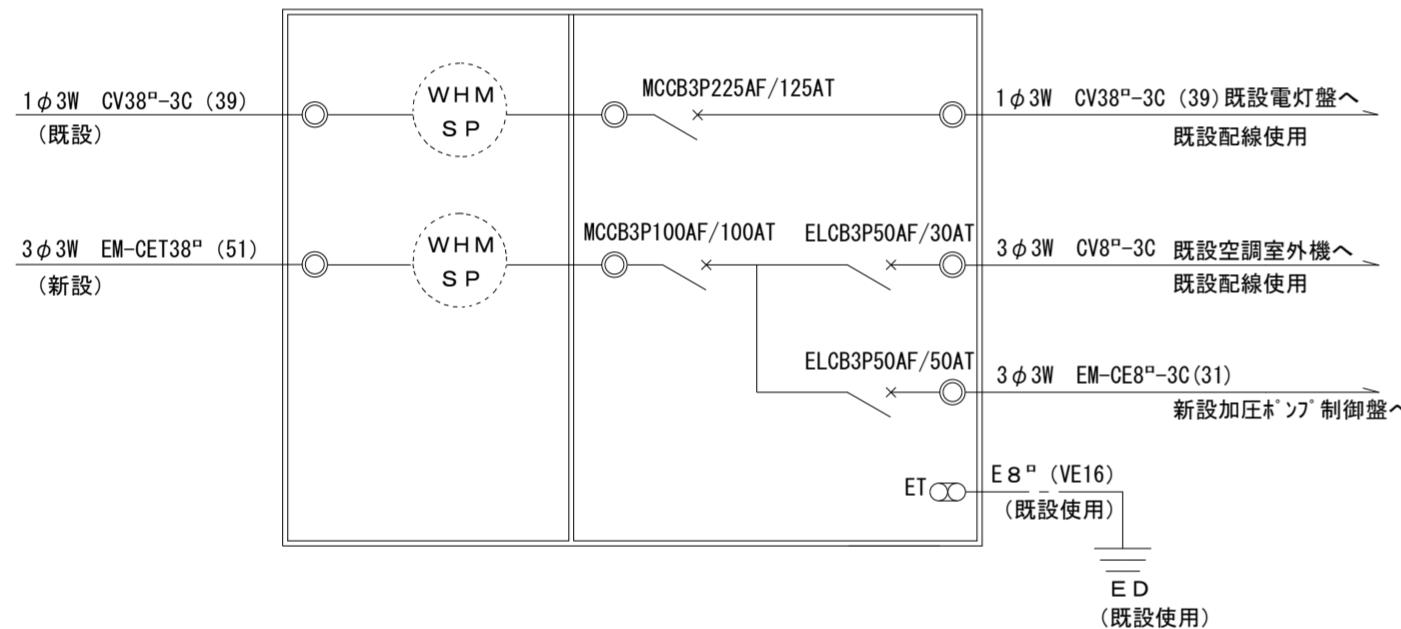
ハヤシ設計



現況
改修



注記) 寸法及び仕様は参考とし、最終製作寸法、仕様は、現場打合せにより決定とする。



注記) 寸法及び仕様は参考とし、最終製作寸法、仕様は、現場打合せにより決定とする。

果樹温室棟設置
引込計器盤 P-1 (新設)
壁掛型SUS製鍵付屋外防水仕様標準色

注記) 寸法及び仕様は参考とし、最終製作寸法、仕様は、現場打合せにより決定とする。

樣式-1 <最大最終>

自家発電設備出力計算書

特性等		
(1)	対象負荷機器 様式-2 のとおり	
(2)	発電機	特性
	$KG3$	= 1.500
	$KG4$	= 0.150
	$xd' g$	= 0.125
	ΔE	= 0.250
	ηg	= 0.790
(3)	原動機	特性
	ε	= 1.000
	γ	= 1.100
	a	= 0.250
(4)	負荷機器	
	$**D$	= 1.000
	$**d$	= 1.000

** : 1,000未満の場合は、消防設備用出力算定には使用できません¥U+FF6

〈A〉 := $ks/Z'm \times mi$ 〈B〉 := $\{ks/Z'm - d/(\eta b \times \cos \theta b)\} \times mi$ 〈C〉 := $\{ks/Z'm \times \cos \theta s - (\varepsilon - a) \times d/\eta b\} \times mi$ 〈D〉 := $(ks/Z'm \times \cos \theta s - d/\eta b) \times$
 (ただしエレベーター負荷のときは各式に Uv/η を掛けた値とする。) グループ欄が“単”的な場合は、単機での始動を示す。

(ただしエレベーター負荷のときは各式に Uv/n を掛けた値とする。) グループ欄が“単”の場合は、単機での始動を示す

樣式-3 <最大最終

自家発電設備出力計算シート (発電機)					
RG1	$= \frac{1}{\eta L} \times D \times Sf \times \frac{1}{\cos \theta g} = \frac{1}{0.816} \times 1.000 \times 1.000 \times \frac{1}{0.800} = 1.533$ $\Delta P = A + B - 2C = 0.00 + 0.00 - 2 \times 0.00 = 0.00$ $u = \frac{(A - C)}{\Delta P} = \frac{(0.00 - 0.00)}{0.00} = 1.000$ $Sf = \sqrt{1 + \frac{\Delta P}{K} + \left(\frac{\Delta P}{K}\right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$ $= \sqrt{1 + \frac{0.00}{7.10} + \left(\frac{0.00}{7.10}\right)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)} = 1.000$				定常負荷出力係数 RG1
RG2	$\text{エレベーター} = \frac{(1 - \Delta E)}{\Delta E} \times x d' g \times \frac{ks}{Z' m} \times \frac{M2}{K}$ $\text{無 (0)} = \frac{(1 - 0.250)}{0.250} \times 0.250 \times \frac{1.000}{0.120} \times \frac{2.70}{7.10} = 2.377$				許容電圧低下出力係数 RG2
RG3	$= \frac{fv1}{KG3} \times \left\{ \frac{d}{(\eta b \times \cos \theta b)} \times (1 - \frac{M3}{K}) + \frac{ks}{Z' m} \times \frac{M3}{K} \right\}$ $= \frac{1.000}{1.500} \times \left\{ \frac{1.000}{(0.800 \times 1.000)} \times (1 - \frac{2.70}{7.10}) + \frac{1.000}{0.120} \times \frac{2.70}{7.10} \right\}$ $= 1.992$				短時間過電流耐力出力係数 RG3
RG4	$= \frac{1}{K} \times \frac{1}{KG4} \times \sqrt{(H - RAF)^2 + \left(\sum \frac{Ai}{\eta i \times \cos \theta i} + \sum \frac{Bi}{\eta i \times \cos \theta i} - 2 \times \sum \frac{Ci}{\eta i \times \cos \theta i} \right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)^2}$ $\text{※ } H = hb \times \sqrt{\left\{ \sum \left(\frac{R6i \times hki}{\eta i \times \cos \theta i} \right)^2 + \left\{ \sum \left(\frac{R3i \times hki}{\eta i \times \cos \theta i} \right) \times hph \right\}^2 \right\}}$ $= \frac{1}{7.10} \times \frac{1}{0.150} \times \sqrt{(2.09 - 0.00)^2 + (0.00)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)}$ $= 0.000$				許容逆相電流出力係数 RG4
RG	$= RG < 3 > = 2.630$				2.630
発電機計算出力 G'		G' = RG × K = 2.630 × 7.10 = 18.67 (kVA)	発電機定格出力 G		G = 18.7

備考: G は G' の値の 95% 以上の値とする。

樣式-4 <最大最終

自家発電設備出力計算シート (原動機、整合)	
RE1	$= \left(\frac{1}{\eta L} \right) \times D \times \left(\frac{1}{\eta g} \right) = \left(\frac{1}{0.816} \right) \times 1.000 \times \left(\frac{1}{0.790} \right) = 1.552$
RE2	$= \frac{1}{\varepsilon} \times \frac{fv2}{\eta g'} \times \left\{ (\varepsilon - a) \times \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M' 2}{K} \right) + \frac{ks}{Z' m} \times \cos \theta s \times \frac{M' 2}{K} \right\}$ $= \frac{1}{1.000} \times \frac{1.000}{0.751} \times \left\{ (1.000 - 0.250) \times \frac{1.000}{0.800} \times \left(1 - \frac{2.70}{7.10} \right) + \frac{1.000}{0.120} \times 0.600 \times \frac{2.70}{7.10} \right\}$ $= 1.896$
RE3	$= \frac{1}{\gamma} \times \frac{fv3}{\eta g'} \times \left\{ \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M' 3}{K} \right) + \frac{ks}{Z' m} \times \cos \theta s \times \frac{M' 3}{K} \right\}$ $= \frac{1}{1.100} \times \frac{1.000}{0.751} \times \left\{ \frac{1.000}{0.800} \times \left(1 - \frac{2.70}{7.10} \right) + \frac{1.000}{0.120} \times 0.600 \times \frac{2.70}{7.10} \right\}$ $= 1.910$
RE	$= RE < 3 > = 3.308$ RE1, RE2, RE3 のうち最大値
原動機計算出力 E'	$E' = RE \times K = 3.308 \times 7.10 = 23.49 \text{ (kW)}$
整合	$MR' = \frac{E'}{G \times \cos \theta g} \times \eta g = \frac{23.49}{18.7 \times 0.800} \times 0.790 = 1.240$
原動機定格出力 E	$MR' = 1.240$ $MR = 1.240$ $E* = 23.49 \text{ (kW)}$
	$E = 23.5 \text{ (kW)}$

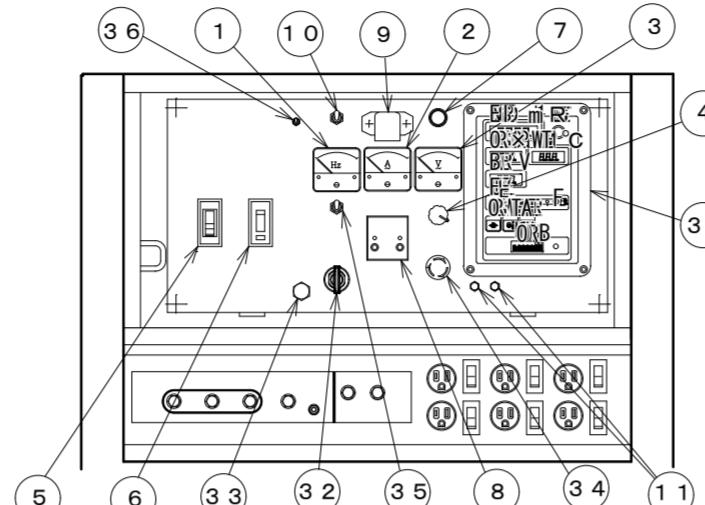
自家発電設備の出力 G = 18.7 (kVA) 力率 = 0.800

備 考 : E は E' 又は E^* の値以上の値とする。

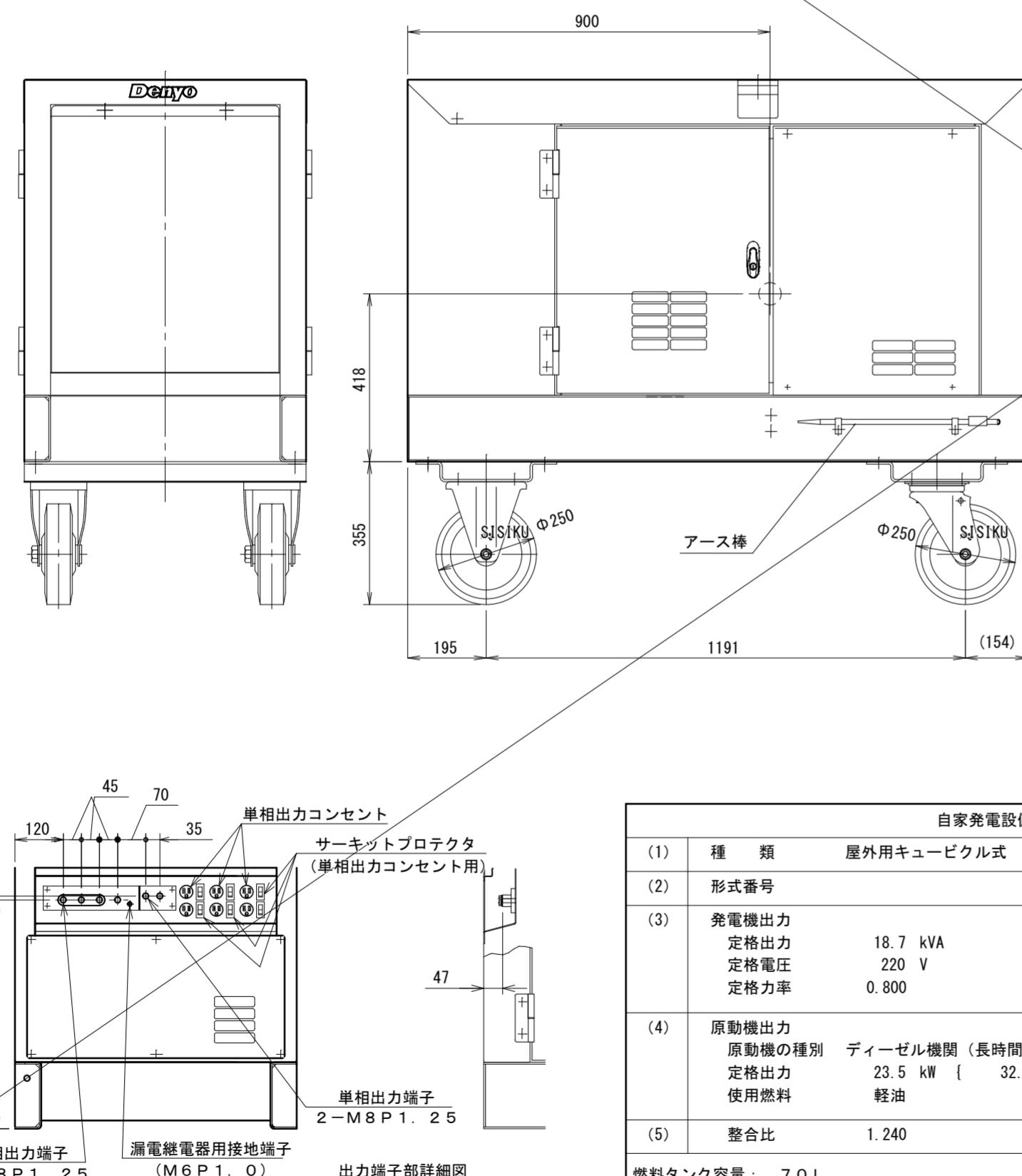
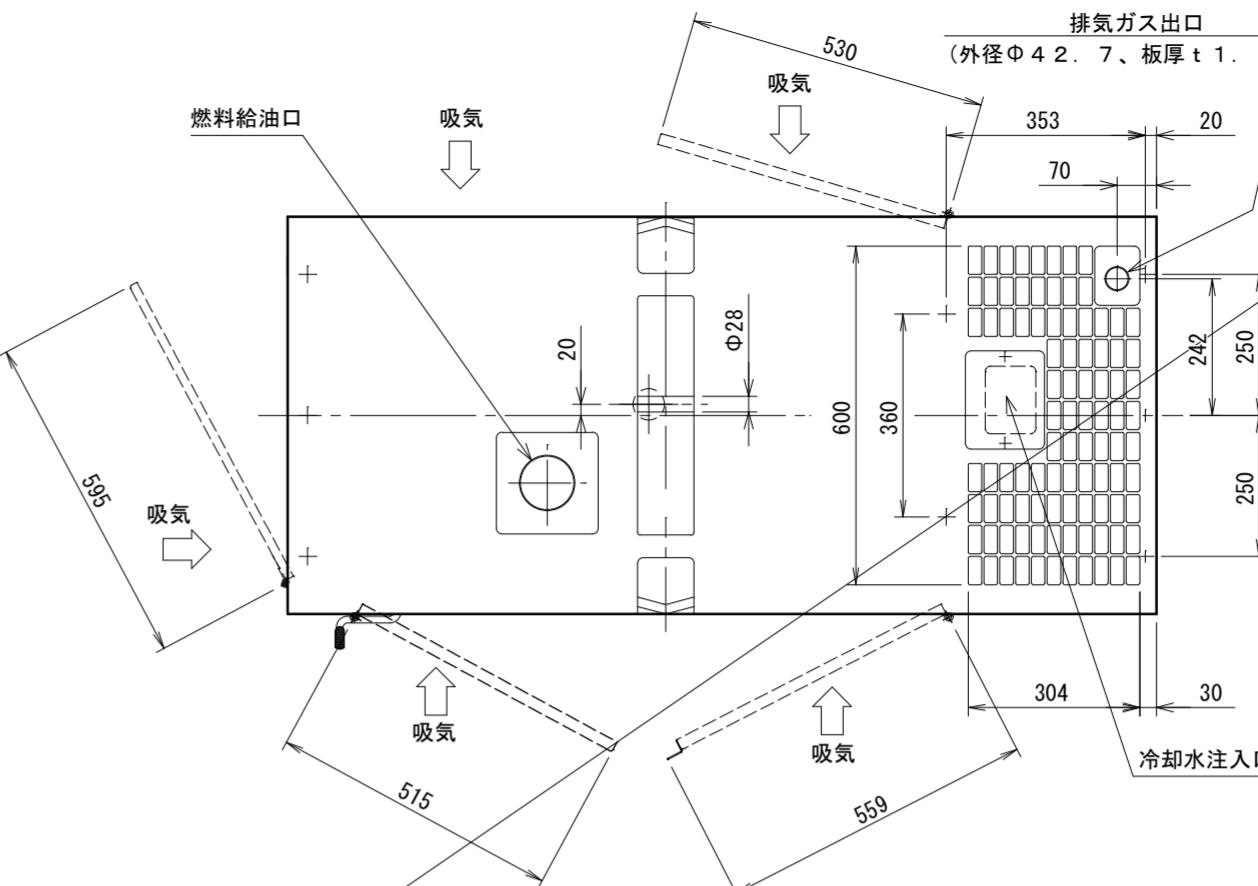
特記

特記	●工事名 徳島県教育委員会施設整備課	●図面番号 E-03	ハヤシ設計
	●図面名 自家発電設備出力計算書（参考）	●縮尺 NON	〒779-3215 愛媛県西条市井町藍田字竜王5-136 建築設備士 第16C2-130G号 林 美文

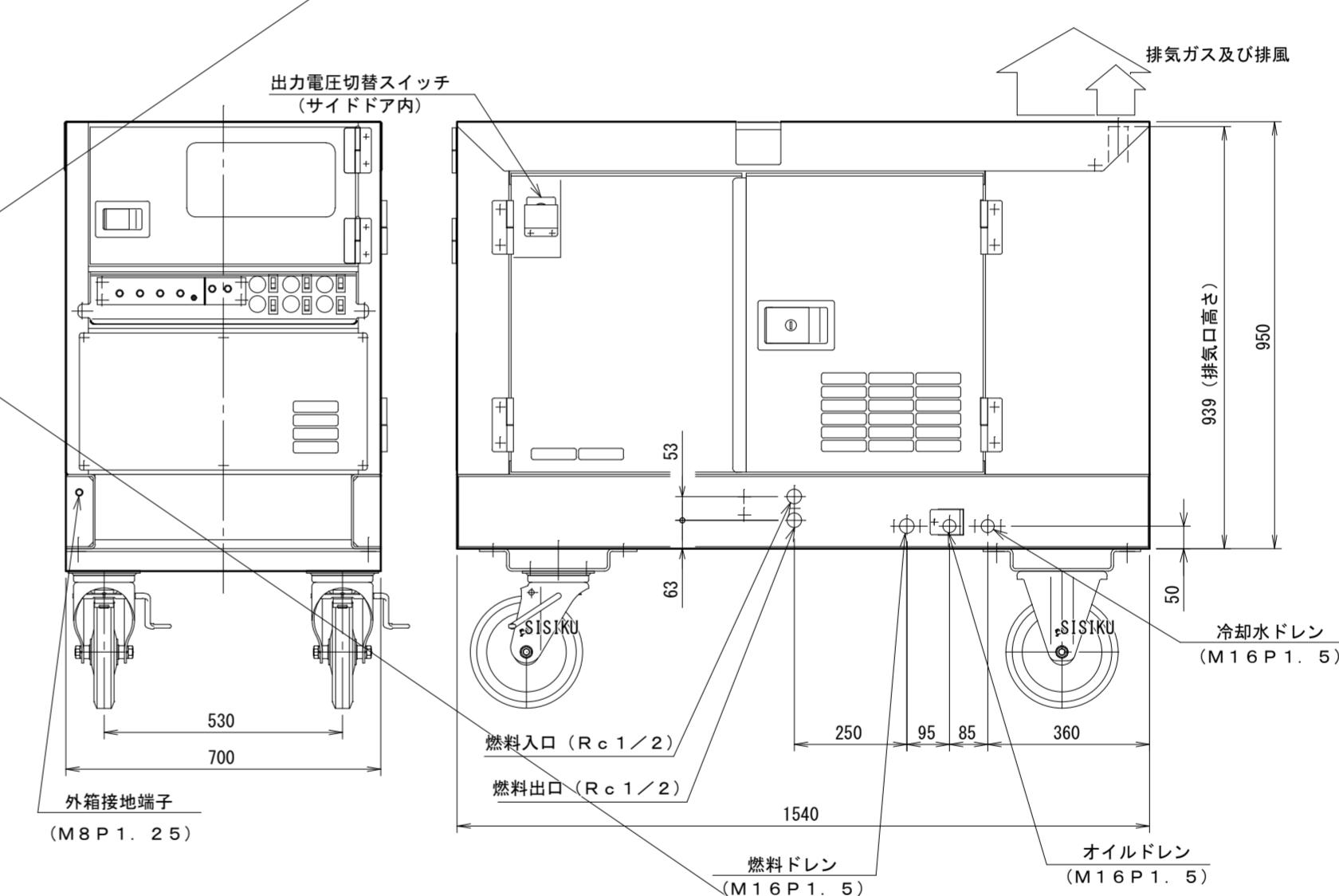
制御盤			
番号	部品名称	番号	部品名称
1	周波数計	3 1	エンジン計器パネル
2	交流電流計		デジタル表示：(回転速度、
3	交流電圧計		水温、油圧、バッテリ充電
4	電圧調整器		電圧、積算時間)
5	遮断器（三相出力用）		警報表示：(水温上昇、油圧
6	遮断器（单相出力用）		低下、エアクリーナ目詰り、
7	電源表示灯		燃料残量低下)
8	漏電継電器		燃料残量段階表示
9	パネルライト	3 2	スタートスイッチ
10	パネルライトスイッチ	3 3	予熱／異常表示灯
11	出力電圧表示灯	3 4	非常停止ボタン
		3 5	速度切替スイッチ
		3 6	周波数切替スイッチ



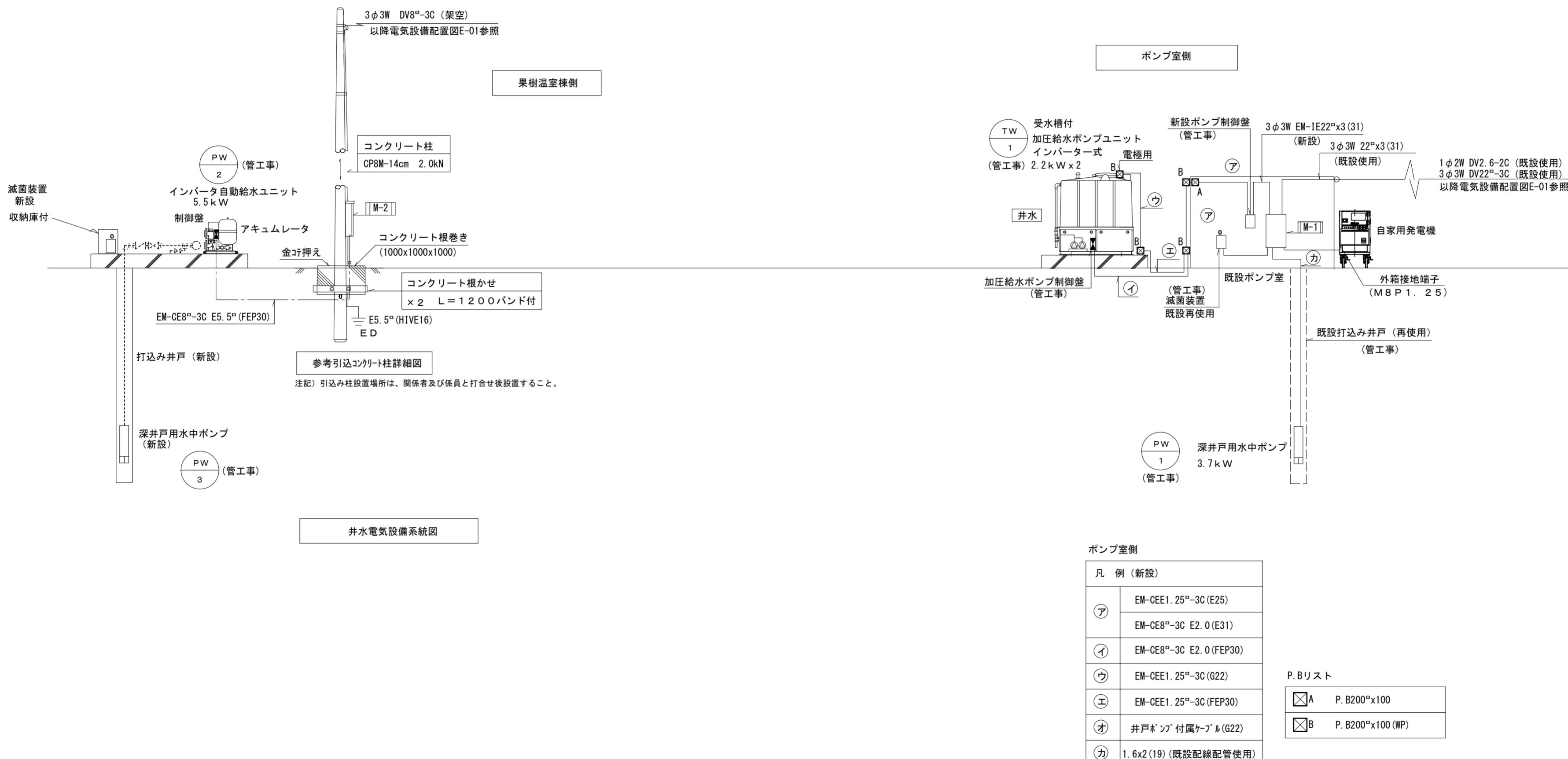
制御盤部詳細図



自家発電設備仕様				
(1)	種類	屋外用キュービクル式		
(2)	形式番号			
(3)	発電機出力	18.7 kVA	極数	4極
	定格出力		定格周波数	60 Hz
	定格電圧		定格回転速度	1,800 min ⁻¹
	定格力率	0.800		
(4)	原動機出力			
	原動機の種別	ディーゼル機関（長時間形）		
	定格出力	23.5 kW	{	32.0 PS}
	使用燃料	軽油		
		定格回転速度		
		1,800 min ⁻¹		
(5)	整合比	1.240		



使用注意：平らなコンクリートの上に限る。



特記

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 319-273-2500 or research@uiowa.edu.

徳島県教育委員会施設整備課

德島県教育委員会施設整備課

●工事名 R 7 城西高等学校 さく井設備改修工事

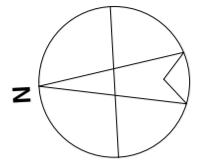
●二学年 R7城西高等学校 さく井設

●図面番号 E-

● 固面番号 E

八九、訛三

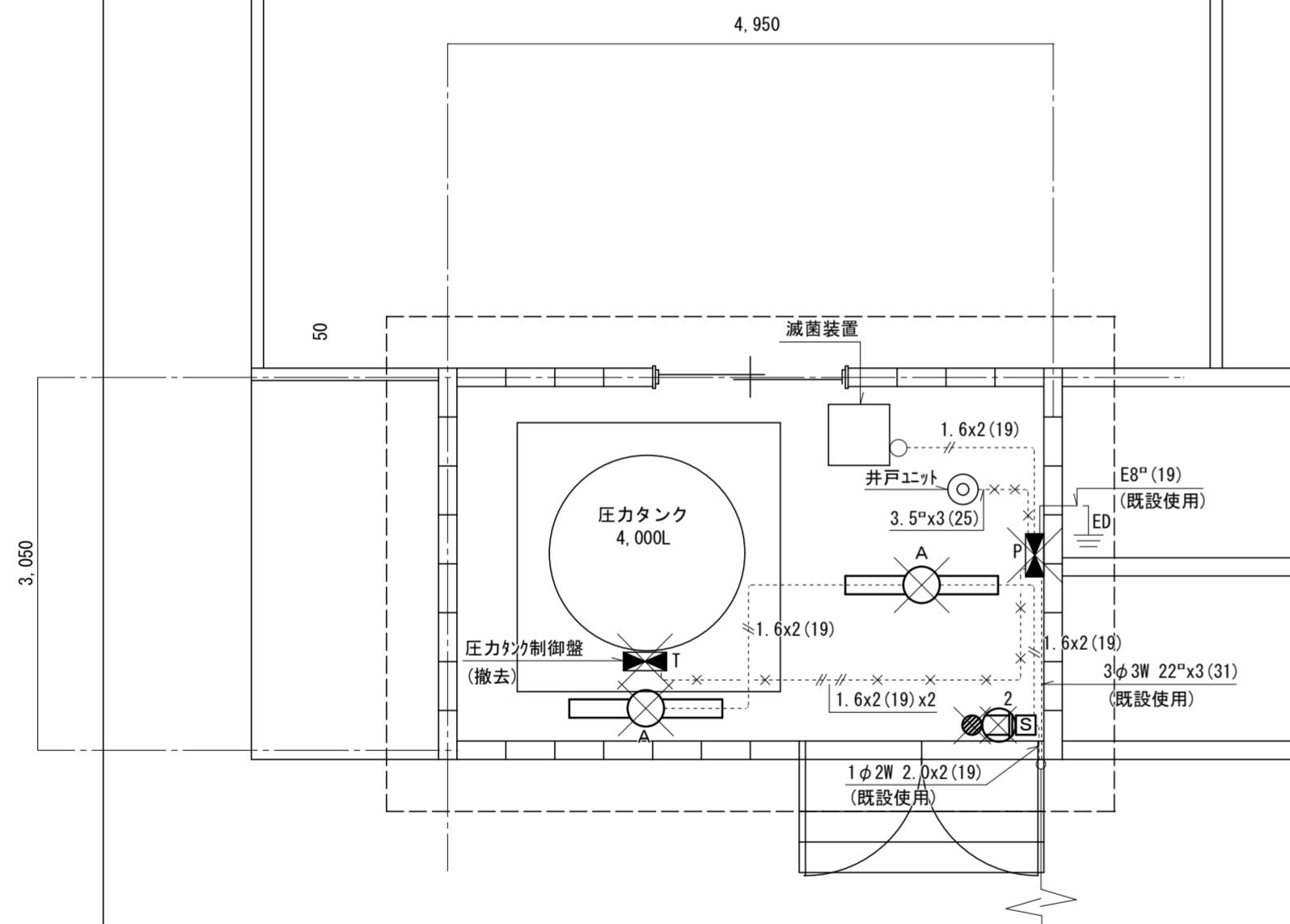
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36



A	ポンプ室 反射笠付 FL40W-1 × 2	撤去
---	--------------------------	----

凡 例 (撤去)		
記 号	名 称 ・ 仕 様	備 考
■ P	ポンプ制御盤	撤去取替
■ T	圧力タップ制御盤	撤去取替
■ M-1	動力盤	新設
○ A	照明器具 直付反射笠付 FL40W-1	撤去取替
● 1	埋込スイッチ 1P × 1	撤去取替
○ 2	埋込コンセント 2P 15A × 2	撤去取替
□ S	開閉器BOX SB2P50/20AT	現況維持使用
ED	接地 D種接地	現況維持使用
-----	露出配管配線	現況維持使用
---×---×	露出配管配線	撤去

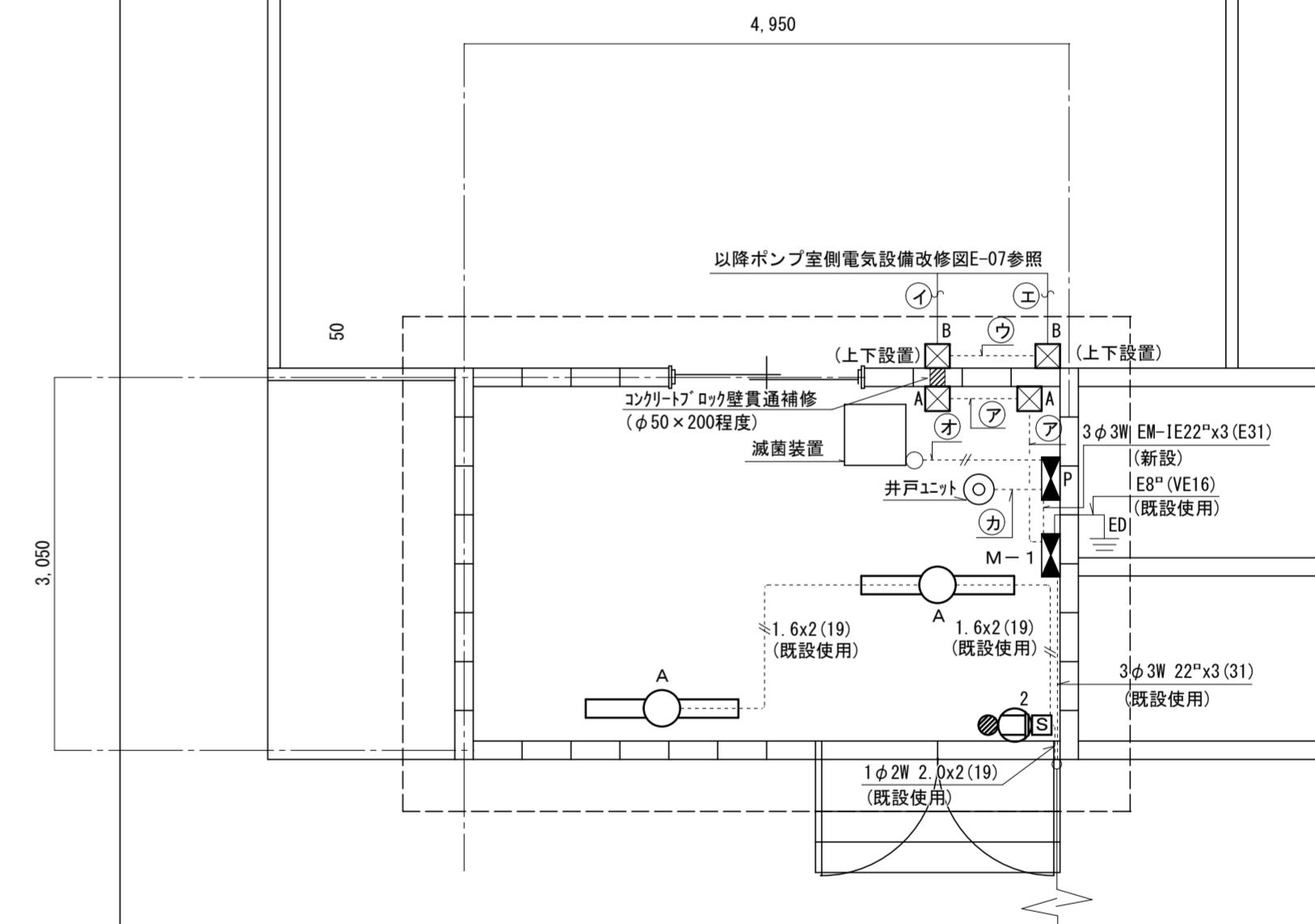
A	ポンプ室 LSS1MP/RP-4-22LN × 2	新設 直付笠なしSUS防湿型
---	------------------------------	-------------------



ポンプ室周囲電気設備改修図 (撤去図) 1/50

注記) ----- は、現況維持使用を示す。(器具・配線)
× は、撤去を示す。

1φ2W DV2.6-2C
3φ3W DV22°-3C
以下電気設備配置図E-01参照



ポンプ室周囲電気設備改修図 1/50

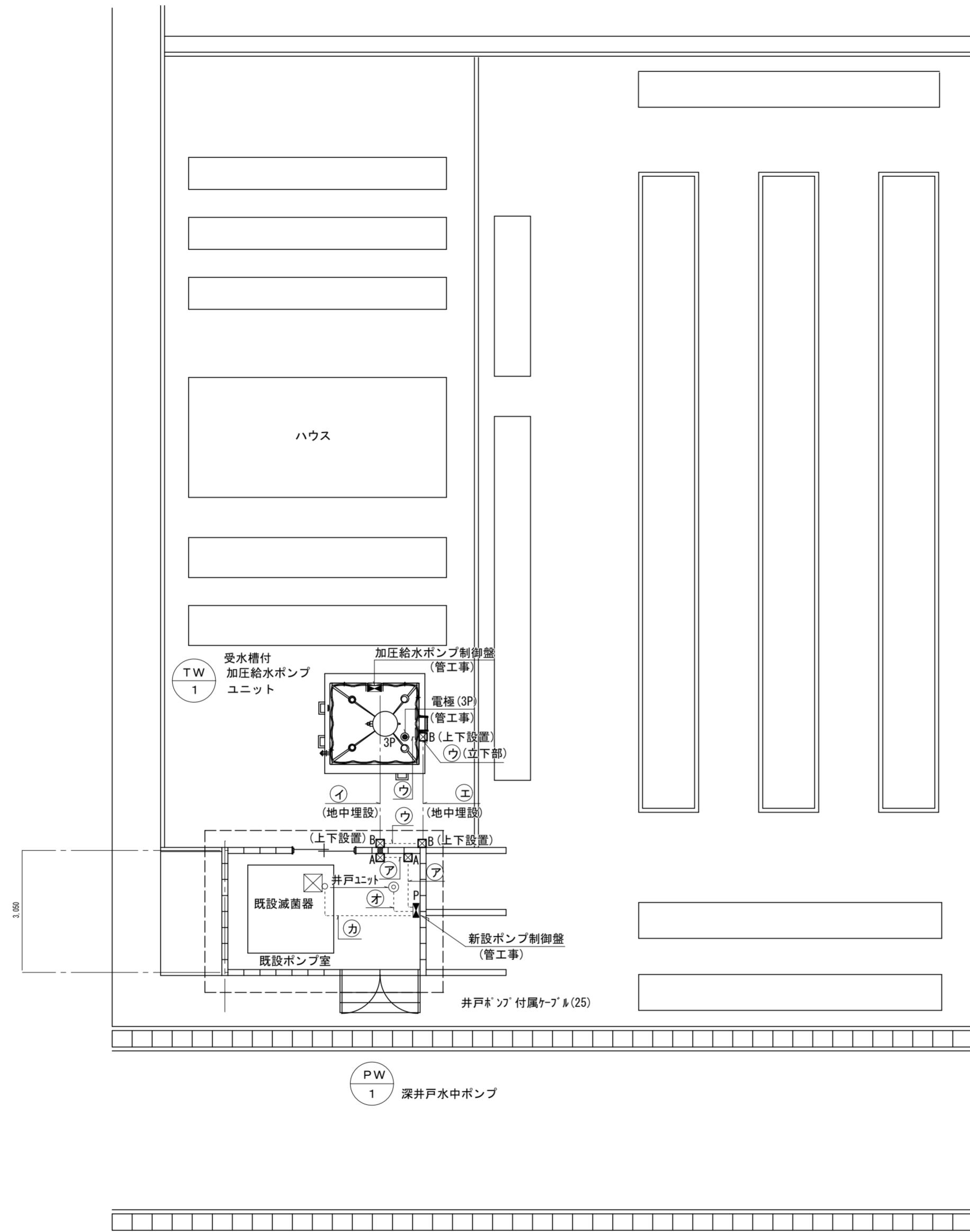
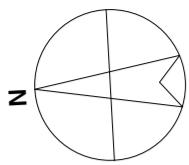
1φ2W DV2.6-2C
3φ3W DV22°-3C
以下電気設備配置図E-01参照

凡 例 (新設)

Ⓐ	EM-CEE1.25°-3C(E25)
Ⓑ	EM-CEE8°-3C E2.0(E31)
Ⓐ	EM-CEE8°-3C E2.0(FEP30)
Ⓑ	EM-CEE1.25°-3C(G22)
Ⓐ	EM-CEE1.25°-3C(FEP30)
Ⓑ	井戸ポンプ付属ケーブル(G22)
Ⓐ	1.6x2(19) (既設配線配管使用)

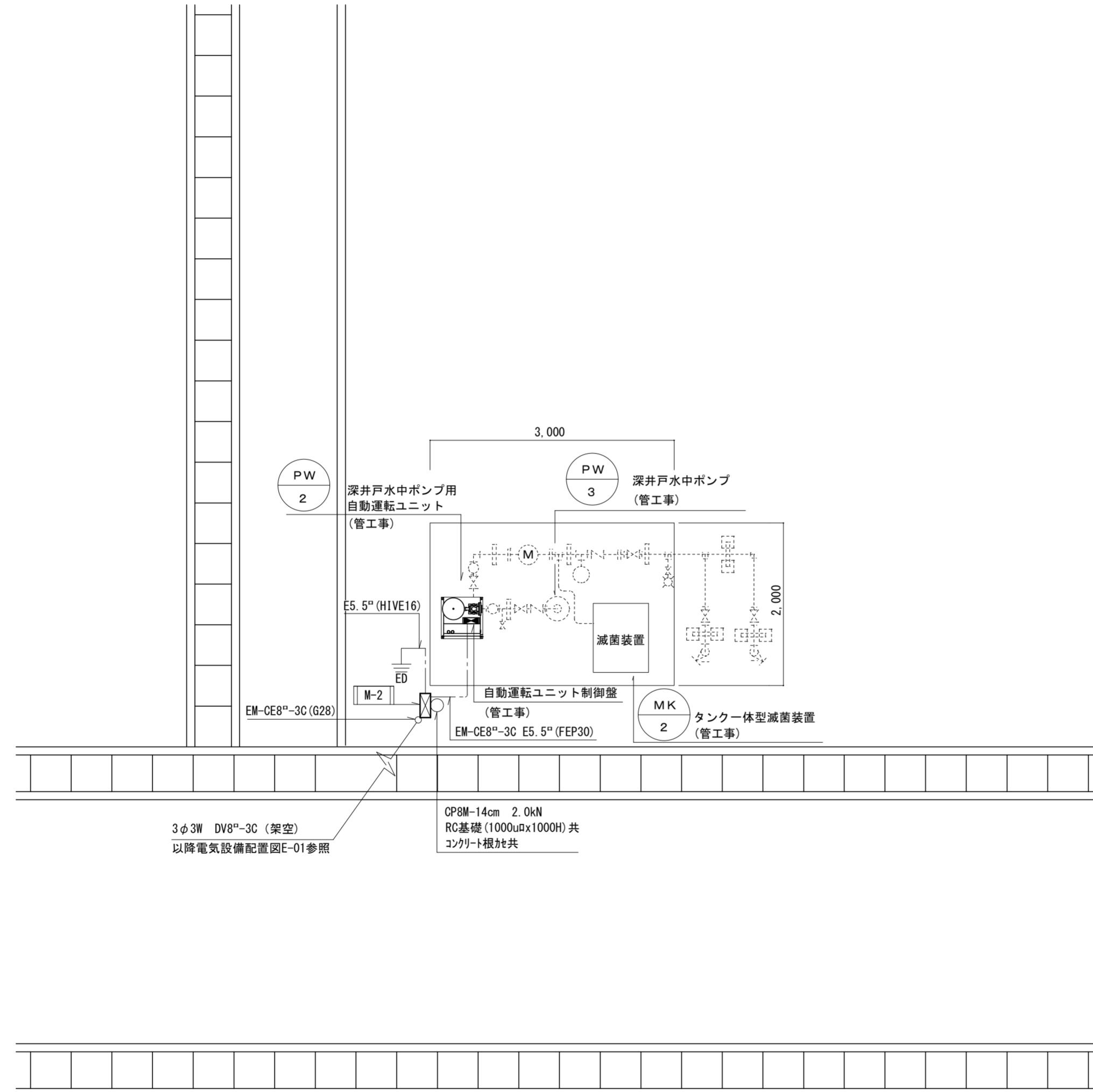
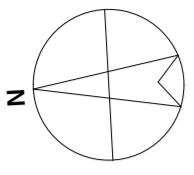
P.Bリスト

Ⓐ	P. B200°x100
Ⓑ	P. B200°x100(WP)



凡 例 (新設)	
Ⓐ	EM-CEE1.25 ^a -3C(E25)
Ⓑ	EM-CEE8 ^a -3C E2.0 (E31)
Ⓒ	EM-CEE8 ^a -3C E2.0 (FEP30)
Ⓓ	EM-CEE1.25 ^a -3C (G22)
Ⓔ	EM-CEE1.25 ^a -3C (FEP30)
Ⓕ	井戸ポンプ付属ケーブル (G22)
Ⓖ	1.6x2(19) (既設配線配管使用)

P.Bリスト	
Ⓐ	P.B200 ^a x100
Ⓑ	P.B200 ^a x100 (WP)



果樹温室側電気設備改修詳細図 1/50

特記

●工事名
徳島県教育委員会施設整備課

●図面番号
E-08

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

28